

参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和三十八年三月十九日(火曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

三月十五日

藤原 道子君

補欠選任

阿部 竹松君

補欠選任

三月十八日

阿部 竹松君

補欠選任

阿部 竹松君

補欠選任

三月十九日

阿部 竹松君

補欠選任

林 塩君

補欠選任

出席者は左の通り。

委員長

理事

加瀬 完君

鹿島 俊雄君

高野 一夫君

阿貝根 登君

藤田藤太郎君

加藤 武徳君

竹中 恒夫君

丸茂 重貞君

山下 春江君

山本 杉君

横山 フク君

杉山善太郎君

藤原 道子君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

山高しげり君

村尾 重雄君

国務大臣

厚生大臣

政府委員

厚生大臣官房長

厚生省医務局長

厚生省社会局長

厚生省児童局長

事務局長

常任委員

会専門員

労働省労働基

準局監督課長

小鴨 光男君

説明員

本日の会議に付した案件

母子福祉資金の貸付等に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出、

衆議院送付)

○社会保障制度に関する調査

(看護制度の現状に関する件)

○委員長(加瀬完君) ただいまより社

会労働委員会を開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたし

ます。

本日、林塩君が委員を辞任せられ、

その補欠として山高しげり君が選任せ

られました。

○委員長(加瀬完君) 母子福祉資金の

貸付等に関する法律の一部を改正する

法律案を議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次

発言を許します。

○藤原道子君 私、まず第一にお伺

いしたいのは、この母子福祉資金貸付

法については、この委員会のときに附

帯決議がついております。これに対し

て、政府は極力努力いたしますという

御答弁をいただいております。とりわけ母

子福祉が各般にわたっており、母

子福祉を統合いたしまして、母子総

合福祉法を制定すべきであるというの

が強い本院の要望でございますから、

これについて、政府はきょうまで非常

に消極的な態度であったと思うので

す。非常に遺憾だと思っております。

したがいまして法律案の附帯決議に

ついてのその後努力された件につき、

あるいは総合福祉法の制定の用意があ

るかどうかということについて、まず

第一にお伺いしたいと思います。

○政府委員(黒木利克君) 母子福祉資

金の貸付等に関する法律が昭和二十八

年に制定をせられて以来、数次に

わたりました改正をいたしております

が、残された問題が、まだ多々あり

ますが、附帯決議等で御要望になりま

した中で、母子福祉についての総合的

な施策、ないしは総合的な立法につい

て検討をするようにということでござ

いました。

そこで、厚生省といたしましていろ

いろ検討はしておるのでございます

が、特に最近には全国社会福祉協議会

が母子福祉の総合的な立法の要綱案と

いうようなものを厚生省に申し出が

あったのでございます。それをいろい

ろ検討を今しておりますが、現在のと

ころでは、この全社協の総合法案をみ

てみますと、従来の施策に、単に保育

手当という新しい制度をつけ加

えるというだけで、実はあまり実益が

ないような内容になっておるのであ

ります。法律を作るからには、やはり

大きな実益が必要であらうと思いま

して、どのような実益があるか、いろ

ろそれについても、関係方面とも検討

をしておるのであります。今のところ

検討中という段階でございます。

ただ、中央児童福祉審議会が児童福

祉法の全面改正というようなことの答

申がออกมาして、児童福祉法を今全面的

に再検討をいたしております。また、

母子保健、母子衛生の関係の立法を作

る必要があるのではないかと議論

もございまして、かれこれ合わせまし

て、この児童福祉法の根本改正、ある

いは母子保健立法の必要の可否、これ

に関連いたしまして、やはり母子福祉

の総合立法について検討を迫られてお

るわけでございまして、いま暫く結論

を待たせていただきたいと存する次第

でございます。

○藤原道子君 法律案の総合立法につ

いての要綱が出てきた。だが、これは

実益があまりないらしい。だが、検討中

だ。それならば、あなたの総合立法に

対しての見解はどうなんですか。どう

いう点を入れれば実益があるのか、そ

れは検討しておいでになると思いま

すので、その経過等を伺いたい、そのお

考えを伺いたい。

○政府委員(黒木利克君) 実は児童局

を中心いたしました母子福祉の総合

立法の、もし内容ということになりま

すと、母子福祉資金のこの貸付の法律

を主体にいたしまして、児童福祉法の

中の母子寮とか、その他の制度を取り

入れるというようなことが骨子になる

と思えます。しかし、母子福祉の対策

の中身としては、御承知のように所得

保障と申しますか、社会保障の面で国

民年金と、母子福祉年金あるいは厚生

年金なり、共済組合保険と、いろいろ

母子手当の問題、このような所得保障

の問題を、この母子福祉の総合立法に

取り入れるということは技術的にもな

かなか困難ではないか、やはりこの所

得保障の問題は、家族手当と申しま

すか、そういうことで、本格的に最後の

な体系というものを完備すべきではな

いかという考えでおるわけでございま

す。それから、母子という同じ言葉は

使っておりますが、一般の母子を対称

とした保険立法、これはもちろんい

ゆる母子家庭のほうも対象にするので

ございまして、これを、この母子福祉

の関連でどうするかということも、い

ろいろな対象も異なりますから問題が

あるわけでございまして。

そこで結局児童局として立法する場

合には、社会福祉の施策として母子福

祉総合立法ということしか考えられな

いのでございまして、現在のところ

は、いろんな既存の制度を単にこの総

合法の中に入れるというような程度で

ございまして、実は、あまり実益が期

待されないものであります。ただ、先

ほど申しました全社協から保育手当とい

うような新しい構想を持ち出されまし

て、これがもし可能性があるならば、相当な実益になると思うのであります。これにつきましても、いろいろ内容上検討を要する問題がございまして、どうもこれも具体性が、まだないわけでございます。そうしてみますと、やはり児童福祉法の改正の機会に、母子だけの総合的な立法を児童福祉法から離して作ることを考えられるわけでありますが、しかし、一面から児童福祉法の中に、むしろこういうような母子福祉の貸付の関係を取り入れたらどうかという御意見もございまして、一体、どうしたほうがはたして母子世帯のためになるか、実益があるかということについて、まだ私としても結論を見出せないという段階でございます。

○藤原道子君 大臣がおくれておいでになりましたので、大臣に児童、母子対策についての基本的なお考えを伺いたい、私どもは、母子福祉資金の貸付法が出るたびに、これだけではおかし、非常に重大な問題であるから、母子の福祉を守るために、もっと根本的な立法をすべきではないかというように、政府の所信をただして参りました。そしてこの母子福祉資金の貸付法ができてから、その後二十四国会あるいは二十六、二十八、三十四、これらの国会に、衆参ともに附帯決議をもって、それで大臣に母子対策の重要性を訴え、そして政府も善処いたしますというところで、きょうまで来ているんです。

それで、本院の強い要望は、母子の福祉をはかるためには、母子の福祉の総合立法を作るべきではないかということ強く要望してきた。ところがこれだけ長い間、委員会の要望、附帯決

議等があるにもかかわらず、きょうまで非常な消極的な態度である。それで今、いろんな社会的な問題が起きてい。夫がいてさへ暮らしにくいとき、母一人で子をかかえて生きる道がいかにけわしいか、これらのことは、今さら言うまでもないことだと思つて、それをわずかな福祉資金の貸付法で糊塗しておられる今日、大臣としては、母子世帯に対して今後どう福祉をはかつていくかという基本的なお考えを、大胆率直に私は伺いたいと思ひます。

○国務大臣(西村英一君) 母子対策に對して、総合的に考えてみるべきじゃないかという、国会のいろいろの御先生方の御意見もあつたことは承知をいたしておりますが、それはそれといたしまして、現在の状況では母子対策は、考えられるあらゆる面から、いろいろ行なわれておるんであります。今回法律を提案いたしましたのも、そのうちの一部分ではございまして、そのうち、その内容を充実していこう、母子の方々の御要望にこたえて、内容を充実していこうということ、今回は母子の貸付金の改正案を提出いたしましたのであります。母子対策は、あらゆる面から進めなければならぬのでござい

ますから、一ぺん今、それをこゝでひとつ総合的に全部見渡してみようじゃないかという必要性は、私もそれは同感でございます。同感でございます。ところが、まあ、その内容がよくなるというところが第一の問題でございまして、で、今各個で行なわれておりますところの施策、たとえば住宅の問題にしましても、あるいは税金の問題にしましても、貸付金の問題にしましても、

個々別々に、いろいろな施策が行なわれております。行なわれておりますから、これらを一一つレベル・アップをしていくということも、これはやらなければならぬと思ひます。ただ、法律を総合的に作りまして、何がその主眼になるかということが根本問題であらうと思つてあります。私も言ひ回しがちよと下手でございまして、はなはだ先生におわかりにくいかわかりませんが、法律を作るといふよりも、内容を充実していくといふところに力を置きたい、その一環として、今度も貸付金の一部ではござい

ますが、内容を充実していきたい。それからもう一つは、今までは御承知のとおり母子対策と申しますと、低所得者——困っている方々に救いの手を差し伸べてやる、所得を若干保障してやる、教育も少し授けてやろう、それから母子対策といふことは、所得保障のみではございせん。母子といふこの特殊な地位に、社会的に置かれておる方々でございまして、低所得者対策としての施策もさることながら、もっと母子家庭に対するほかの観点から、ものを考えなければならぬのではないか、この点は、実は私も同感でございまして、しこうして社会の状況といたしまして、社会の母子の受け入れ方としても、従来よりは非常に考え方が変わつてきておると思ひます。

たとえばお父さんのない家庭の子供は、就職に対して困難があるとかいふような問題は、私たちも今、ちまたに聞きますと、やや昔よりは緩和せられたのじやなからうかと、私はかように思ふのであります。ただし、多少はハンデキャップはあるかもしれない

と思われま。しかし、私が申しましたように、母子対策については、低所得者の対策に、さらにプラス母子の置かれてゐる特殊の事情にかんがみまして、一般的なものを考へべきじやないか、そういう意味において、この際、総合的にひとつ母子対策の総合法を作つたらどうか、作るべしという御意見も、私は十分わかります。したがひまして、今までお約束してききましたのに、機が熟せぬと申しますか、総合対策は、今回提出することができませんでしたが、その一部分でありますものについて、内容を改善したいといふことで提案した次第でござい

ます。また後ほど、いろいろ御質問があらましたらお答えいたしますが、一応、私の考え方を申し述べた次第であります。

○委員長(加瀬完君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(加瀬完君) 速記を起し。

先ほど報告いたしました資料要求の件について、厚生省保険局企画課長広瀬治郎君が出席しております。資料要求の件について、鹿島君の発言を求めます。

○鹿島俊雄君 厚生省保険局企画課長に資料要求いたします。それは最近、生保協会で私的医療保険をやる。これに対して厚生省では、その企画に対して同意するというようなことが新聞に散見するのですが、われわれといたしましては、その内容はつまびらかに承知しておりません。一応、本委員会はもちろ、われわれ一同、内容を知らないので、厚生省で資料のお持ち合わせがあれば、御提出願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 私は今、少し簡潔に所信を表明したいと思ふ。何とか消極的なのをこまかそうとするから、非常に答えがあいまいになってきて、中心点を把握するのに骨が折れるので、大臣は、考えは持つてゐるとおっしゃるけれども、母子対策については非常に弱いのです。その一つの現われとして、やっぱりこの間の保育所問題で申し上げましたように、間食費がたった三四というふうな考えられないようなことに据え置いておられるといふところに問題がある。同時に、た

いま大臣が言われましたように低所得層の母子対策だけでなく、母子全体の福祉対策を考えて参らなければならぬといふのが、私たちの主張でござい

ますから、この点は十分お考えになつて、至急に立案されるようにしてもらいたい。全社協から出ているから検討するなという答弁は、この委員会ではできないはず。附帯決議でも、十分考慮いたしまして御期待に沿いますと、しばしば答弁していらつしやるのですから、厚生省が率先して出さるべきであらうと私は思ひますので、その点は非常に遺憾でござい。そこで中央児童福祉審議会で、いろいろなことを審議することになってゐるのですが、貸付等についても、この審議会の意見を聞いて貸し付けることになつてゐるのですけれども、実際に、この審議会の開催が非常に少ないように思ふ。これは一体どういふわけか、それから、また急を要する場合、都道府県の審議会の意見を聞かないで貸付の決定をすることができ、さういふふうになっておりますが、そ

いう場合の事例などについて、若干御説明願いたい。

○政府委員(黒木利克君) 御質問のよう貸付は、中央児童福祉審議会が原則として決定をする、ただし、緊急の場合は都道府県知事が専決ができるという規定がございまして、その運営状況についての御質問でございしますが、実は中央児童福祉審議会の中に、この母子福祉の貸付の特別部会というものを各県が作りまして、簡便に決定ができるようにいたしておるのであります。

これは各県数字がまちまちでございすので、大体、毎月一回ずつやる県、それから九回ぐらいやる県、あるいは六回ぐらいやる県というふうに分かれております。平均して、大休年に七回ほどでございしますが、御承知のように、この事業資金の問題は、いろいろ季節ごとの貸付の必要がございまして、たとえば夏になりますという、水を中心にした行商というように、

五月には二回開くとかいうような季節ごとに運営をやっております。たとえば四月には、入学資金その他いろいろ授業料等の関係がございしますから、必ず開催をするというように、大体平均しては七回近くであります。各県によりましては、毎月やっておりますところもございします。

○藤原道子君 私、この審議会の状況等にも遺憾な点が多々あると思うのです。ほんとうに母子福祉を考えると、なるべく早急に査定をする。それから、どうも考え方が、回収しやすいほうへ貸し付けるという傾向があるやに伺っておりますので、今後、そういうことのないように考慮しても

らいたい。

それから母子世帯の住宅対策は、一体どういうふうになっておりますか。

第二種公営住宅ですか、これらについても、あるいは母子寮についても、私どもは前の委員会では、この第二種住宅は母子対策用、母子世帯用何れというふうに、はっきりきめて、これらの人に住宅を開放すべきだというふうに要望いたしておきましたが、それらの状況について伺いたいします。

○政府委員(黒木利克君) 先ほどの、貸付を迅速にするということとは、もう十年もやっておりますので、マンネリズムになっておるきらいもございします。で、先生のおっしゃるよう迅速にやりたいと思います。

それから住宅の対策の問題でございしますが、御承知のように、昭和三十年から、第二種公営住宅に、母子世帯を重点的に入居させるという措置を先方の御協力によりまして始めたのでございしますが、昭和三十四年度からは、さらに対策を一段と強化いたしまして、第二種公営住宅の建設戸数の中から、一定のワケを建設省からもらいまして、これを母子世帯向け住宅として建設させる。そうしてその家賃の減免についても考慮するように指導して参っておりますのであります。そこで、昭和三十四年度からの計画戸数、これは毎年千五百戸、今まで四千五百戸割り当てておりますが、そのうち、現実に建設した戸数は、昭和三十六年度は千六百十でございしますが、平均すると、大体千五百に満たない、四千二百九十を今建設をいたしておるのでござい

ます。しかしこれはそのワケは、まだ拡大はできるのでありますから、こう

いう実績に基づきまして、将来ともたくさん戸数を確保するように努力して参りたいと存じます。

○藤原道子君 今、母子住宅で足りないと思うのは、どれくらいあるのですか。それから母子寮は、子供が年令に達すると出なければならぬのです。ね。こういう状況と比較いたしまして、この一定額のワケはもたらしたとおっしゃるけれども、それで十分足りているのかどうか、足りない場合は、一体、どうなっているか、そういう状況を伺いたい。

○政府委員(黒木利克君) 大体、母子寮で自立いたしました、もう退寮可能な世帯が、現在三千二百四十世帯でございします。これは全入居世帯の二九五割になるのであります。今回は、こういう人たちに對しまして、一万二千円の敷金に相当するようものを転宅資金として新たに退寮がしやすいように措置をとったわけでございします。

その他会社等に住み込むとか、その他の一般の住宅、部屋を借りるのか、そういうようなことをやっておりますのでございしますが、大体、二千七百五十四世帯くらいが今回の転宅資金の利用で、住居の獲得が可能ではないかというふうに見込んでおります。

○藤原道子君 それでは、これに足りない分は、どういう対策を立てられるかそれから一万二千円で転宅の支度資金ができるでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 転宅資金は一万二千円でございしますが、大体、公営住宅等の敷金等を調査いたしましたし、この程度で転宅ができるであろうというふうなことでやっておりますわけでありまして、したがって、公営の住宅に

は、大体、これで入れるというふうな見通しをつけておるわけでございします。ただ、一軒の家を借りるよりも、部屋を借りるという傾向も非常に多いと思っております。その際、一万二千円前後で大体いけるのではないだろうかという考えでおる次第でござい

ます。

○藤原道子君 今の住宅事情を御調査になれば、そんななまやさしいものじゃないと思うのです。それから、最近、青少年の非行がふえて、非常に苦

労していることは親がよく承知しているはずなんです。こういう点から考えましても、その大きなウェイトが住宅問題にもかかっているのです。そういう点から、もっと建設省のほうに強力に働きかけて、ワケをふやして、公営住宅が希望者にすべて当たるように対処されることが、この際、絶対必要だと思ひます。一般の住宅に入る場合に、敷金が幾らかかる、転宅費用がどれだけかかるかというのを考えれば、黒木さんだつて一万二千円で、これは足りると思つていないと思う。まあ何とかなるだろう、何とかならないのが、母子世帯だろうと思うのです。

そういう点は、十分もつと愛情をもつてやっていたかなければ、母子対策の成功はおぼつかない、かように考え

ます。

それから、母子世帯の現在の雇用対策、就業状況、こういうものをちよつと伺ひたいします。

○政府委員(黒木利克君) 母子世帯の雇用対策は、労働省が直接所管をいたしておるのでございしますが、最近、高年齢の女子世帯に對する就労対策に

非常に力点を置いておられるようであり

ります。厚生省といたしましても、労働省のほうにお願いをいたしまして、母子世帯の公共職業安定所あるいは公共職業補導所における就職の促進をお願いしておるような次第でござい

ます。私のほうは母子福祉の貸付のほうで、技能修得資金というふうな、あるいは就業資金というふうな制度があるのでございしますが、これも昨日、いろいろ予算委員会でも御質疑があったのでございしますが、非常にその利用率が低いのでございします。年間、三十六年度は百にも満たないというふうな状況で

ございしますが、いろいろ調べてみますと、労働省方面のいろいろな雇用の対策というものが、こういうふうな母子世帯にも及びまして、かなりの成果をあげておるということが、どうも原因だというふうに見えるのでありまして、やはり、本筋は労働省において、雇用政策として取り上げていただく、あるいは労働省の職業補導所で、いろいろ職業の補導をしていただくということが本筋だと思ひますので、そちらのほうに、ますます努力をいたしていただくようにお願いをいたしておるところでござい

に、償還可能な人にのみ貸し付けると
いう今のやり方に問題がある。これら
に対して、どうお考えでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 償還能力が
ない者に対して貸し付けるということ
がだんだんむずかしくなってきたので
はないかという御質問でございますが、
実は私のほうでは、貸し付けの場
合に、できるだけ物的な担保はもちろ
んとありませんが、保証人というよう
な制度だけで、貸し付けをできるだけ阻
害しないようにという運営を心がけて
おるわけでありまして、衆議院におきま
しても、この保証人制度すら、この貸
し付けというものを大いに阻害してい
るのではないかと、いろいろな御注意が
ございましたが、いろいろ調べてみま
しても、未亡人の団体から、この保証
人制度について絶対に困る、これが貸
し付けを阻害するといふような御要望
は、実は聞いていないのでございま
す。むしろ、保証人がおるといふこと
は、そういうような協力者、援助者を
得るといふことでありまして、母子相
談員が、できるだけそういうような援
助者を見つけて上げるというように
とで、実は保証人制度を、むしろ援助
者を見つけて一つの方法としてすら活
用するように、私のほうは指導してお
るような次第でございます。

それから、単に保証人が得られない
から、貸し付けがなかなかむずかしい
というように、ないようには、連
帯——何と申しますか、借り受け人が、
母子の世帯の借り受け人が連帯して共
同で、お互いに保証し合って借りる道
も、実は、運用上認めているわけであ
ります。したがって、資力が——
かりに一人でなくても二人、三人共同

で、お互いが保証し合うというよう
なことの運用で、そういうような実際の
担保能力がなくても、貸すようなこと
をやったり、あるいは未亡人団体な
り、あるいは自治体等でも見てもらう
保証等の制度もありますから、そうい
う意味で、そういう制度を活用して貸
し付けが、そういうような償還能力が
ないがためにできないことのないよう
に、実は指導をしております。

なお、先般の改正で、償還の猶予と
か、あるいは償還をしなくともよろし
い、償還免除というような制度も、実
は法律上でできておりますので、そう
いう点も活用いたしまして、御質問のよ
うに担保能力がないために、こういう
制度が運用ができていくというよう
なことがないように努力して参りたいと
思います。

○藤原道子君 そういうことがないよ
うに運営されていると、確信を持って
答弁できますか。

○政府委員(黒木利克君) 実は衆議院
でも、さき般御質問がございまし
て、いろいろ未亡人団体とか県等に照
会をしたのでございまして、保証人
が得られないということが唯一の理由
で貸し付けができないというよう
なことは、まだ聞いていないのでありま
す。しかし、われわれが把握しない裏
面におきまして、そういうものが得ら
れないために、貸し付けの申請すらし
ないというような事象等も、もちろ
ん、考えられないこともないわけであ
る。まして、これは附帯決議にもあり
ましたように、この保証人制度、ある
いは貸付を阻害する原因が何かとい
うことの究明をいたしまして、善処いた
して参りたいと思います。

○藤原道子君 結局、厚生省では償還
状況がよいというようなことをよく
おっしゃるのですが、これは一面にお
いて苛斂誅求が行なわれているのでは
ないかというような気がする。私たち
泣きつめた実例があるのです。それ
は都道府県の、何と言いますか、事務に
要する費用に、この取り立て金の手
料というのですか、そういうものが充
てられている。それから同じ仲間から
の相談員——こういう人に取りに来ら
れば、それは泣き泣きでも出さなけ
ればならない。ここに母子世帯のつら
さがあるのです。ですから母子相談員
の事務費その他は、別個に国が負担す
る、こういうふうになさなければ、
それは同じ仲間から取り立てにこれら
れと、つらくても食費をさいてでも払
わなければならぬ、こういう点があ
り、また、そういう人の実績を上げな
ければならぬために、やはり償還可
能の人が優先的に借りられる、こうい
う弊害が下部には起きているのです。
ですから、これに対しては、やはり利
子も、違約金の一部とかいうようなも
の、この際やめてしまおう。そして母
子相談員に対する手当は国が負担す
る。取り立ての中から一部を回す、
率によって収益を上げる、こういうこ
とは、私は国の法律としてとるべきで
ないと思います。ことに弱い母子世帯
に対する貸付金でございまして、私
はそう思います。あなた方は、どう
お考えでしょうか。

○政府委員(黒木利克君) 確かに、お
説のように、こういう事務費的なもの
は、公の費用で負担するといふことが
理想だと思えます。ただ現在、すべて
の貸付制度につきまして、運用の事務

費は貸付金の利子等から、あるいは利
子にプラス一般の県の繰り入れでまか
なっております。これは一面にお
きますので、ただちに全面的に、この事
務費を利子等から充当することを廃止
することはできないと思いますが、し
かし、そちらのほうに向かって努力は
しなくてはならぬと思います。

そういう意味で、今回改正の御審議
を願っておりますのは、従来事務費に
利子等を充当するのですが、それが三
分の一まで、従来何と申しますか、利
子を充当する率が低かったのでござ
います。今度はそれを、三分の一を二
分の一にするというように、改正
を、実はしたような次第であります。し
かし、これだけではもちろん事務費が
足りません。私のほうは、県からの
一般会計の繰り入れ等をできるだけ促
しまして、先生のお説のように、だ
ん公費で事務費は運用できるような
ことをやりたいと思っております。た
だ、なおこの母子相談員は、実は現金
の取り立てには従事させていないので
あります。特にケース・ワーカーで
ございまして、こういうようなことで
償還の事務と関係をつけますという
と、ケース・ワークの本義に反します
から、現金取り立ては行なわせており
ません。それから相談員の人員費は、
この母子福祉資金の貸し付けの事務費
からは充当をされていらないのでござ
います。しかしお説のような趣旨もよく
わかりますので、できるだけ、こうい
うような面は改善をして参りたいと思
います。

○藤原道子君 私は、そこで根本的
に、あなたの方と意見が違ってくるわけ
なんです。私も、母子福祉資金貸

付法ができた精神は、私は、国がほん
とくに、その制度がなければ、母子は
生活保護を受けて暮らしたほうが楽な
んです。それをしたくない。夫がい
てさえ暮らしにくい世の中に、母が子
をかかえてやっていくのは、いかに
困難なんです。苦しいです。だか
ら、それに対して貸付制度を設けた。
これに利子をとること自体が間違いな
んです。最初から、これは無利子で
あるべきなんです。初めは、奨学
資金まで利子をとった。このころはな
くなりました。そういうことで、漸
次、ちびちび後退していくのだとお
っしゃるけれども、そのものの本質を考
えれば、利子とか違約金とかいうもの
は全廃すべきだと思ふのです。大臣
いかでございましょうか。か弱い母子
世帯から利子をとらなければ、国
の予算は成り立たないかどうか。ほか
の制度が利子をとっているから、だ
から母子資金のほうも、利子をとるの
だ、ということとは当たらないと思
う。私は無利子でいいと思う。無利子に
して、国の予算は破滅しません。私は
母子世帯に対して、無利子にする。そ
れから何と申しますか、延滞の違約金、
これなんかも、取ること自体が苛斂誅
求だといふのです。私は、そういう
ことに対して、大臣はどうお考えで
しょうか。

○国務大臣(西村英一君) 御趣旨の点
は、十分考えてやっております。ござ
います。全部じやございませぬが、利
子を取るにいたしまして、世間通例
の利子に比べれば、きわめて低い。し
かも取らないものもある。これは一般
通例ではありません。世間の状況をみ
ていただければわかります。全部をやめ

ということも、それは、そうかし
れませんが、少くとも母子に対する貸
付の精神は、十分考えてやっておるつ
もりでございませう。

○藤原道子君 十分考えていらっし
やるなら、この際、思い切って利子をや
めたつて、幾らになるのですか、そう
いう点で、まして連約金を取るなん
て、とんでもないことだと思ひます。

母子世帯から連約金を取らなければ、
そうしなければ、国がやれないわけ
じゃないと思ふ。利子を取るものもあ
れば、取らないものもある、それはそ
うです。取らないのがあたりまえな
んです。取っているほうが間違ひだと
私は思ふ。だから利子と連約金は全廢
すべきだ、こう思ひますが、もう一べ
ん重ねてどういふようでございませう、
お伺ひいたします。

○政府委員(黒木利克君) 実は、二つ
の方法があるわけでありませう。先生の
おっしゃる通りに、利子とか連約金と
いうものはやめてしまふ、しかし、こ
れは貸付制度である以上は、やはり他
の制度との関係もありまして、貸付で
あるからには、一応は低利といへども
利子は取る、あるいは延滞の場合は、
延滞の連約金を取るというの、いわ
ゆる私法上のこれはしきたりでござい
ますから、これはやむを得ないといふ
考え方と、もう一つは、利子や連約金
は、そういう私法上の契約に従いまし
て取りませうけれども、ただ償還がで
きない場合、あるいはそういうような利
子が支払えない場合、償還の免除をし
たり、償還の猶予をするというふうな
制度を大いに活用するというやり方が
二つあるわけでありませうが、先生方の
御意見によりまして、漸くその第二段

の償還免除とか、あるいは償還の猶予
とか、そういう制度を先般の改正で取
り入れていただいて、これの運用を今
やっておるわけにございませうが、やは
り貸付制度であるからには、この第二
段の方法でいく以外には、今のところ
方法がないのではなからうか。ただ、
今回は就学資金のみならず、就業資金
につきましても無利子にするというよ
うな、逐次、そちらの方向には向かっ
てはおるのでございませうが、全然無利
子にするというふうなことは、なかなか
か財務当局との話し合いがでかかねる
と思ふのでありませう。あるいは利子の
補給というふうなことを別途の制度で
考へるということも考へ得られないこ
とはないのでありませうが、そういう点
につきましても、さらに検討をさせて
いただきたいと思います。

○藤原道子君 私は可及的すみやか
に、その方向が実現することを強く要
望いたしておきます。

それから時間の都合があるそうで、
非常に残念でございませうが、母子福祉
資金の貸付に、私は医療費とか入学準
備金、こういうものを加えるべきだ、
こう考へますが、これについてのお考
えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(黒木利克君) 母子世帯に
対して、必要な医療費の貸付の論議が
たびたびございませうが、現在、社会
局のほうでやっております世帯更正資
金の中に、医療費の貸付制度というの
がございまして、母子世帯のほうも、
この適用を實は受けておるわけにござ
います。そこで世帯更正資金のほうか
ら、こちらに移すということも一法で
ございませうけれども、いろいろ運営上
の問題で、やはり医療費の貸付は一元
的にやつたがよからうということ、で、
社会局のほうにお願いしておるという
ような格好でございませうが、将来検討
してみたいと思ひます。お説のよう
に、母子福祉総合法等の場合には、こ
れももちろん、母子福祉資金の中に取
り入れてしかるべきじゃないかと思ひ
ますが、ただ、その運営上、まことに
なるということ、いろいろ手続が煩瑣に
なるといふこと、いろいろ制度が細分さ
れますといふこと、かえつて不便ではな
いかといふ弊害もあると思ひます。そ
れから入学支度金の問題は、未亡人団
体からも非常に強い御要望で、私ども
としては、そういう要求をしたのでご
ざいませうが、実は公平に、やはりこの
貸付をしなくちゃならぬ。そうします
と、全体で、どうしても二億四千万
の金が必要になつて参るのでありま
す。御承知のように、来年は国費の負
担によつて一億、県が五千万円の増額
でありまして、これは償還資金等を計
算に入れますと、三十八年度は十七億
くらいの原資になると推定されます。
昨年は、実は十五億の原資でございま
した。そこで二億円の差が、昨年より
もふえたわけでありませうが、この入学
支度金制度を採用しますと、この増額
分が、全部ふつ飛んでしまふというこ
とで、新しく転宅資金あるいは今度就
学資金の単価も上げますが、そういう
ことが十分行なえませんが、そういう
ら、結局、財源が十分でないというこ
とで、やむを得ず見送らざるを得な
かつたのでございませうが、これは大臣
も明後年、大いに努力をしたいといふ
ことを衆議院でも申されておりますか
ら、大臣の御指示によりまして、これ

は最善の努力をしたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、医療費の問題
で、向こうにあるから、それを運用す
る、そこに、いろいろな問題があり
ますから、私どもも、母子総合福祉法を
実現したいと考へておりますので、そ
の点はそれといたしまして、私はこの
入学資金ですね、これだけは、どうして
も実現したい。それは子供が入学する
とき、母の気持は想像以上につらいも
のなのです。今入学するの、小学校
でもどれだけ要るか、中学になつた
ら、どれだけの金が必要かといふこと
を考へるときに、その子の入学の支度
ができない、母の気持といふものは考
えただけでも、胸が痛い、こういうこ
ころが、わずかな予算で資金がないか
ら見送られた、大臣もお考へになつて
おるといふようなことで、今年実現で
きなかつたことは非常に残念でござい
ます。必ず来年度においては、これが実
現されますように、この点は特に強
く要望いたします。

それから据置期間ですね。これは少
し短いと思うのですけれども、これを
もう少し長く延ばすようなことはでき
ないものでございませう。どの期間を見ても
もう時間の関係で一律に言ひますけれ
ども、据置期間が非常に短い、すれ
ば、やつとこつとこつと暮らしている
わけですね。そこへ金を借りるので、
それで生活をしなければならぬ、その
金の返さなければならぬ、こういう
ことになると、それはもう借りた
先、六カ月くらいの据置きでは、こ
れは大へんです。この据置期間を私は
ぜひ延長してほしい、これは、どうい
う考へで六カ月、六カ月と、こうなる
のでございませうか。六カ月で返すだけの余裕

が出るという考へ方が、私は納得がい
かないのですが、この据置期間延長に
ついてのお考へを伺ひたい。

○政府委員(黒木利克君) これは、他
の制度との調整上、そういうふうなこ
とに経過的には実はなつて参つたので
ありますが、御説のように、再検討の
時期にもきておるわけでありませうか
ら、検討させていただきたいと思ひ
ます。

○藤原道子君 ほかの法律でも、そう
なつておるからといふのが、私はいや
なんです。母子対策をここで論じてい
る。ほかがどうあろうとも、母子世帯
では困難だといふことがわかつてい
る。やはりこの母子世帯に対しての
愛情ある政治として、これができない
はずがない。ほかがどうだからこう
だ、母子総合福祉法にしても、今まで
ないものを発足しようといふのでしょ
う。だから、ほかとの関連といふこと
は、度外視してもらわなければ、これ
はもう、新しい政治は進まないと思
う。どう思ひます。

○政府委員(黒木利克君) 確かにわれ
われとしては、母子福祉の特殊な立場
から、特別な取扱いを考へるというこ
とを、たえず考へておるの、ございま
す。ただ、先ほど御質問にございま
した入学支度金の問題でも、私のほうは、
ぜひ必要だといふことを財務当局に要
求したのでありますが、御承知のよう
に文部省系統の育英制度がございま
して、ここにやはり影響する、私のほう
は二億で済みますが、向こうのほうで
やりますと十数億になるといふふうな
ことで、たえず抑制をされてきたわけ
であります。何とかしかし、独自性
を発揮したいといふことで、突破口を

作る努力をいたしておるのであります。が、入学支度金等は、これは私のほうの独自の立場で、実は文部省のほうは要求しないものを要求してみた。そういう努力は御理解願いたいと思うのであります。お説のように、できるだけ他の制度がそうであるからでなしに、母子世帯の独自性というものを主張して、今後努力して参りたいと考えております。

○藤原道子君 委員長に伺いますが、きょうは大蔵省は来ていないのですか。

○委員長(加瀬完君) 大蔵省は、この間来ました課長は御家族の御不幸で出られない。それから、厚生省担当の次長並びに局長は、予算委員会の方に出席を要請されておりました。結局、先生の要求にこたえられる方が、本日は出席できかねる、こういう状態だというお話がございました。

○藤原道子君 大蔵省関係は、一人か、二人しかいないのですか。

○委員長(加瀬完君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記を起して。

○藤原道子君 私は、大蔵省が握りつぶしてといわれるが、厚生省が弱いのだらうと思うのです。ほかの制度に影響するといふけれども、それは両親のあるところでしょうね、育英資金なんというところは……。これは父親のない子供のためなんです。それに二億要るから、それは一般の子供に及ばせば二十億になる、だから、二億は泣き寝入りということには当然ならぬし、大蔵省の考えが間違っていると思うから、そこで大蔵省に聞きたかったわけなんです。

それでは、最後に一つお伺いしたい

と思ひますが、母子相談員の手当とかあるいは旅費、事務費の額は、どうなっておりますか。

それからもう一つ、この母子相談員が、訪問調査とか、貸付相談指導とか、償還督促、就職相談などをやっているわけですね。これが都市において、どうもまだ設置されていないというのですか、そういうところが相当多いように聞いておるのですが、その状況は、どうなっておりますか。それからまた、そうであるとすれば、その理由はどうか。

○政府委員(黒木利克君) 母子相談員の処遇の問題でございますが、これは昭和三十六年度に二〇〇万の増額をいたしました。さらに三十七年度に活動旅費の大幅な増額、五千万円を年額二万五千円に引き上げました。そのほか新たに社会保険の事業主負担の実現をみたのであります。これは御承知のように、交付税交付金に入っておりますので、目下自治省と相談をいたしまして、三十八年度においても、手当の増額をはかるべく、今折衝中でございます。

それから母子相談員は、今九百三十二人全国でありますが、最近には、都市にも配置されるようになりまして、大体適当な数が現在そろいつつあります。そのほか母子福祉協力員といううなものを三十三府県に設置いたしまして、相談員に協力せしめております。

○藤原道子君 せっかく今度就学資金が五百円上りましたね。だけれども、今の社会の実情から見ると、千五百円に上げるだけの親心があったらば、実情に即して上げてほしい。千五百円、こういう小刻みにされたのでは、せっかくの親心が泣くと思うのです。それをやはり三千円ぐらい、大学は五千円ぐらい引き上げるのが妥当である、こう思ひますが、この千五百円とおきめになったことの理由はどうか。

○政府委員(黒木利克君) 文部省の管理局の調査で、高等学校の授業料その他が月に公立の場合に九百円程度、私立の場合は千五百八十円程度といううな数字がございましたので、それで千五百円という実は算定をしてみました。ただいた次第でございます。

○藤原道子君 私一人が長くやっていても、どうもなでございまして、この程度でよいですが、委員諸君も聞きのとおり、これは私だけのあれじゃないのです。全員一致、全会一致で附帯決議をつけて、今までこの問題は皆さんも非常に熱心に審議していただいたわけですね。ところが、それがあまり実効が上がつてないのです。大体が母子世帯とか、厚生行政に対して少し熱意がなさ過ぎるという点で、くどく質問するわけなんです。したがって、私は厚生省に対して、最後に強く要望を申し上げたいのは、もっと力のある施策をしてもらいたい。母子世帯の実情に即した対策を立ててもらいたい。と同時に、据置期間をぜひ長くしてほしい。利子それからその他について、これを撤廃してほしい。一日も早く母子福祉総合法の制定を急いでもらいたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○山高しげり君 二、三伺いたいと思ひます。ただいま藤原委員の熱心いろいろお述べになりました中で、入学準備金のことが出て参りましたけれども、公平に考えられたので二億という

ような数字が出たというお話でございますけれども、その「公平」というのは、どういう意味でございましょうか。

○政府委員(黒木利克君) これは高校に入学する者で入学資金の貸付を受ける者全員、それから大学に入学をした者で、この入学資金の貸付を申請した者、あるいは貸付を受けた者全員というふうな考えまして、公平にということとを申し上げたのであります。そこで、就学資金はもらえないけれども、入学支度金がもらえないといううなことのなかまかけじめがつけかねるという意味で、全員にやはり貸付すべきだ、貸し付けるべきだということに申し上げた次第であります。

○山高しげり君 たいへんに御親切なようで、結果においては、あるいは実現できたかもしれない入学資金を取り逃がしたような結果になったうらみがありません。全員のうな気持ちがあるわけでございます。全員が、就学資金借り受け者の数字を基礎にして、それが全部入学準備資金を借り受けるであろうという、その推察が少し甘いといううなことでございまして、多少、少なくとも入学準備資金の頭を出して、だんだんこれを現実に進めていったほうがよかったように考えるのでございまして、まず、今藤原先生もおっしゃいますように、また大臣も来年は必ずとおっしゃるし、衆議院も附帯決議を強くなさいますようにございまして、それから、まあ必ず、ひとつ来年にお願いをしたいと思ひます。

そこで私、転宅資金につきましてひとつ伺つてみたいのでございまして、転宅資金でございまして、この資金は、

先ほども御説明がございましたように、母子寮等から自立をする場合の敷金という御説明でございまして、この母子寮等の「等」の内容を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(黒木利克君) 実は先ほど御説明申し上げましたように、母子世帯で母子寮に入り、自立しまして転宅の可能の者が三千名あまりある。その中で、今回の資金で二千七百世帯を対象にいたしておるような次第でございます。したがって、母子寮から転宅をする場合に、来年度の予算では運用して参りたい。将来は母子寮のみならず、どこかに参りまして転宅をする場合にも運用をして参りたい。しかしその意味で、「母子寮等」ということで、将来の、そういう余地を残した次第でございます。

○山高しげり君 将来のために「等」をつけていたたいの親心かもしれせんけれども、先ほど藤原委員も申されましたように、母子世帯の実情というものを、もう少ししらんいただきますと、なるほど母子寮から出なければならぬお母さんは、子供が十八才になったら、もう母子寮にはおられないという、追い立てを食っている立場でございまして、住宅を必要とする程度が最も差し迫っている人という、一つのよりどころにならぬと思ひます。ございまして、ただ、母子寮というものは大きな都市に主として設立をされておるのでございまして。しかし、母子家庭というものは、町村にも散在しておりまして、その中にも、子供の年がが大きくなったので、今まではとにかく、間借り生活で事が足りていたけれども、どうしても子供の成長に伴って

一戸はかまえないければならないという
ような必要性に迫られている人たちが
相当数ございます。

そこで、何か母子寮だけをお考えに
なっているような印象が、先ほどの数
字の御説明によると出ましたので、
「等」の内容というのを伺ったので、
わけでございますが、将来のお含みが
ございませうが、この際は、やむを得
ないと思ひますが、次の機会には、ぜ
ひそういう町村におります母子家庭と
いうものの現実をよく把握なさつて、
御立案を願ひたいと思ひ次第でござい
ます。

次に、母子相談員のことについて申
し上げたいと思ひます。先ほど藤原委
員からも、いろいろと母子相談員の問
題を御指摘になったわけでございま
すが、同じ厚生省の御所管で、婦人相
談員という制度が売春防止法によつて設
置をされておりました、ほとんど母子
相談員と婦人相談員は、処遇に似通
た点があるわけでございませうけれど
も、ただ、その予算の面におきまし
て、婦人相談員は国庫負担でございま
すのに、母子相談員は、局長が仰せら
れましたように、交付税交付金でござ
います。したがって、国から出て参
りましたお金が、母子相談員について
は、一人幾らという積算で地方へ送ら
れまして、地方によりましては、そ
のとおり母子相談員に支給をされ得な
いという場合もあるわけでございま
す。この点は、私は婦人相談員の方
に、国庫負担にせよ直していただきた
い。この法律は二十七年に議員提案で
生まれた法律でございまして、法制定
の当初におきましては、母子相談員の
経費は国庫負担でございまして、その

後数年にして交付税交付金に変わった
ということ、これはもう一ぺん抱き
起こしていただきたいと思ひますが、
いかがでございませうか。

○政府委員(黒木利克君) 現実に婦人
相談員と、地方におきましては、ほと
んど差別がございせんので、現在の
制度で自治省と相談をせんで改善する
というところのところが、むしろ簡単では
ないかというので、現在の制度で改善
をはかりたいと考えております。

○委員長(加瀬完君) ちょっと私から
伺ひますが、交付税交付金の交付を
受けておられない自治体は、自前でやら
なきゃならないことになりませう。で
すから、出すか出さないかということ
になりますと、国の直接の補助金、あ
るいは国の負担というものは違つて
くるわけですね。山崎先生のおつしや
るとおり、その点はどうかですか、
あわせてひとつお答え下さい。

○政府委員(黒木利克君) 実は、実態
を調べてみまして、大抵婦人相談員と
母子相談員は、県におきまして同じよ
うな処遇をするという慣例になってお
るようでございませう。したがって、ま
づ、具体的には国庫負担を大蔵省のほ
うで予算のときにきめますが、それに
右へならえを母子相談員もするという
金のために不利な取り扱いを受けるこ
と、現在のまま進めたいというふう
な考えでございませう。

○山高しげり君 それでは、ただいま
局長は、大抵母子相談員は同じような
処遇ということがあるとおつしやった
んですが、先ほどのお話にも、今回も
幾らか処遇を引き上げて、一万五千元

でございませうか、それが実現いたし
たといつても、母子相談員の勤
務の実情というものがあつたといつ
て、少しづつはふやしていただいてお
るといたしまして、一万五千元とい
う処遇が、今日の母子相談員の働きに
対して適當であるというお考えでござ
いませうか。もう少し申し上げれば、
この母子相談員は、非常勤職員とい
うことになりまして、週間中フルに働か
なくてもいいことにはなつております
けれども、非常勤と言ひながら、常勤
以上の勤務状況でございませう。しか
もその内容は、厚生当局がもう熟知し
ておられると思ひますけれども、事務
に追われておられます、先ほど局長は、
ケース・ワーカーですからとおつしや
いましたけれども、一体ケース・ワー
カーとして働くだけの時間、あるいは
ケース・ワーカーでございませうと称し
て働くだけの技術を身につけておられ
てお考えでございませうか。

○政府委員(黒木利克君) 実は、母子
相談員の勤務の形態は、非常勤がまだ
非常に多いのでございませう。これを県
のほんとうの定数内の職員にするとい
うことが、そういう専門家たる処遇に
なると思ひます。しかし母子世帯
の方々が大部分なつておられるのであ
りますから、いろいろ資格等において難
点がございまして、どちらが一体、母子
相談員のためになるかというふうなこ
とで、いろいろ問題がございまして、
現状において急に改正するといふよう
な考えはないわけではございませうが、
しかし、確かに処遇はこれで十分とは
申せませんので、機会あるごとに増額
して参りたいと思ひます。

○山高しげり君 私も非常勤を直ちに

常勤に引き直していただきたいとい
うことを先ほどから言及してはおりま
せん。現状におきまして、たとえ一
五千元に上げましても、それで幾ら
は増額されたとは言へ、働きの実情に
対しては、非常に低いのではないかと、
そのことを申し上げた次第でございま
す。本年あたりは、高校卒のまだ若い
娘さんでも一万五千元は、たいして初
任給をもらえるような御時勢に、もう
この制度が生まれてから、十年間
も動揺してきつたベテランの母子相
談員、しかもおつしやいましたように、
その大半が母子世帯の母でございま
す。しかも母子相談員の勤務状況は、
夜となく昼となく相談に参ります。母
子家庭のお母さんは昼働いておられ
て、相談に行く時間は夜ばかりしか
ない、福祉事務所のようなところにく
時間もないのであります。そういう
実情におきまして一万五千元以上、厚
生省が大蔵省から獲得していただい
たということ、先ほどから藤原委員
が指摘されましたように、私は母子
福祉行政に対して厚生省当局が努力は
しているとおつしやるでしようけれど
も、やはり残念ながら力が弱いとい
うことを感じないわけには参らない
のでございませう。母子相談員の声は、や
はりケース・ワーカーとして、ほんとう
に働かしてもらいたい、福祉事務所の
窓口におつて、事務職員として大半を
過すような実情には耐えられない、
貸付の事務に追われ、返還事務に追わ
れているので、事務職員という者を別
に置くという御意図が厚生当局
におありになつておられるように聞
いておられるのでございませうが、その
点はいかがでございませうか。

○政府委員(黒木利克君) 確かに、こ
の処遇の改善をはからなければなら
ぬ。特に勤務の状態におきまして、過
重な勤務、事務量にならないように、
母子福祉協力員の制度を作りました
り、あるいは貸付事務等につきまして
は、貸付の専任職員を充てるというよ
うな方向で進んでいるのであります
て、県に対して、そういうことで指導
しているような次第でございませう。

そこで、事務的なことをできるだけ
他の職員に譲りまして、本来の相談業
務に専念できるようにして参りたい。
ただ処遇の問題は、やはり資格の問題
と裏腹になるのでございませうが、い
ろいろこの資格につきましても、や
かましきことを言ひますと、処遇は上
がりますけれども、なかなか今度は、相談
員になれないあるいは現在の相談員が資
格がなくなるというふうなこともあ
ります。いろいろ問題がございませうが、
改善の方向に向かつて極力努力をして
参りたいと思ひます。

○山高しげり君 先ほどちょっと常
勤、非常勤のお話が出ましたけれど
も、数県においては、県職員に引き直
されたところもございませう。その
場合に、今局長が御心配になりました
ような、資格を失うような人が出て参
らないことはなかつたようでありま
すが、それらの場合には、それぞれの県
当局におきまして、それこそ親心を
もつて、その人たちが困らないよう
な処置もお取りになつた事例を私ども
も多少存じておりますので、この問題
は、現状ではやはりへびのなま殺し
のような状況でございまして、母子相
談員のしあわせにもならず、母子福祉
のためにも、問題を相変わらず残してお

るのでございますから、ひとつこれ
も、大きな将来の母子福祉行政の問題
点とお考え下さいまして、なるべくす
すみやかに解決をしていただきたいと
希望をいたしておきます。

最後に、先ほどお話が出ました母子
福祉総合法でございますけれども、昨
日も厚生大臣には承ったのでございま
すが、先ほど局長のお言葉の中に、た
とえば総合立法のごときも、一向その
意見が出てこない。最近、まあ全社協
から一つの案が出たけれども、内容を
検討してみると、保育手当以外に、一
向新味がないように思うというような
御批判でございますが、私が局長に
伺いたいことは、一体、そういう立案
が、民間の側から出てこないれば、政
府は手をおつけにならないのでござ
いましょうか。率直に私が国民の立場で
考えましたときに、多くの国民は、そ
ういうものが専門的な知識、技能を
持ちのお役所が考へたいのだくので
あって、しろうとが、しろうとの思い
つきは申し上げられるけれども、専門
は、そちらさんにいらっしゃるじゃな
いか、こういうことを考へているわけ
でございます。したがって、かり
に全社協の総合対策要綱案にいたしま
しても、局長がごらんになれば、内容
は貧弱かもしれないけれども、そうい
うものがあつても出なくても、これだけ
藤原委員がおっしゃいましたように、
藤原先生は、この法律の制定当初から
の熱心な議員のお一人であられます
し、この法律が議員立法で生まれ出た
ということから考えましても、十年
間、その成りゆきについて、常にこれ
を注目をし改善に努力をしてこられた
ことを考えますと、私は、大臣並びに

局長が、この際やはり母子福祉行政に
つきまして、画期的な飛躍をしなければ
ならない段階であるということをお
認めてございましてならば、ひとつ、
総合法が生まれ出ますように、非常に
御抱負の多い、児童行政のためには、
挺身をしておいでになる局長を現在に
得ておるのでございますから、ひと
つ、局長御在任中に母子福祉総合法
も、母子保険法、あるいはその他児童
家族手当等と並びまして、日本の母子
福祉行政に、りっぱな一つの支柱を打
ち立てるといふ御決意をもつてお臨み
をいただきたいと思うわけでござい
ます。

きのうも予算委員会でもちょっと申し
ましたけれども、せっかく親心を持つ
ていただいておりますけれども、本年度の
改正点を拝見をいたしましたも、何で
ございませうか、下から要求をつき上げ
てきたところにだけ、ちよつちよつと
上乗せをしていただいておりますので、
下からの声がなければ、お見送りとい
うたようなうらみがなくはないことは
ないのでございます。技能修得資金、それ
に付帯して貸し付けられる生活資金が、
十年間金額が一度も変更にならないと
いうようなことは、その資金の利用率
が低いということは、決して需要がな
いという説明にはなりませんので、そ
んなわずかな金を借りても、大した技
術が身につかない。それよりは、生業資
金で、手取り早く現金収入をはかる
というように現実が流れているのでござ
いまして、そういう流れ方が、正し
い母子福祉のあり方であるかどうかと
いうような批判、検討をもつて、お臨
み下さいますれば、私は本年度におき
まして、やはり技能修得資金ないし生

活資金の限度額も、当然引き上げられ
てよかつたのではないかと。私がこうし
て話しております間にも、町では交通
事故が起つていて、新しい母子家庭
が何世帯も、あとにあとに加わつてい
る現状でございます。私がちよつと仄
間をいたしました関係では、母子世帯
にお母さん方は、相当の青年令であつ
て、これから何か習ひ覚えようというよ
りは、現金収入をはかるほうにつくの
ではないかという御意見があるやに聞
きましたけれども、交通事故の母子世
帯の犠牲者である母親は、年の若い人
が多うございませう。老人ばかり、子供
ばかりが事故の犠牲になるのはござ
いませう。まだ小さい子供を抱えたお母
さん方で、これから働くために何か技
術を身につければ、わずかな生業資金
で現金収入をはかるよりは、もっと明
るい前途を持つている母親を私は多数
知っておりますので、いまだし、母子
世帯の実情に即したところの今後の母
子福祉法の改正をしていただくなり、
総合法をお考えになつていただくな
り、母子福祉行政全般にわたつたし
て、いまだし、母子家庭の実情という
ものを、しっかりと御把握が願いたい
ということをお願いいたしまして、総合法
に関する局長の御意見を、もう一度伺
いまして、私の質問を終わりたいと思
います。

○政府委員(黒木利克君) 力足らず、
まことに申しわけございせんが、現
在のところでは、母子福祉総合法を立
案するその実績というものが、なかな
か苦勞しておるということございま
す。むしろ、たとえば技能修得の問題
でも、労働省の雇用政策なり職業補導
政策、あるいは所得保障政策でも、年

金なりその他の家族手当の問題、ある
いは課税政策というような、むしろ児
童局が前面に出るよりは、各省の施策
を母子福祉のために極力活用してい
たい、あるいは進めていくとい
うことが、むしろとるべき方策ではな
いか、児童局の一局のみだけで処理す
るには、あまりにも問題が大き過ぎる
というところで、実は私たち各省を激励
をし、取りまとめ役、幹事役をやる
という程度で今考へておるわけで
ございませう。しかし、この機会にござ
いますから、いろいろまた、検討さし
ていただきたいと思います。

それから、藤原先生がおっしゃつた
ように、そういうことをふり返つてみ
ると、利子の問題が出てきます。ほん
とくに苦しい生活の方々の利子をこれ
だけ取つていいの。むしろ利子は無
料にするように努力をしていくところ
に問題の第一点がある。据置期間も一
年と六カ月、これではやはり計画的に
違約金を取るような印象を受けるよう
なことでは、母子福祉としての対策と
しては私は十分ではない。だから、そ
ういう意味で、私は、違約金を払わな
ければならないような実情は厚生省の
努力で解消していく、それには利子の
問題や据え置き期間の問題が出てく
る。締めて申し上げますと、それが
一つ。

第一は、衆議院で附帯決議されたこ
とは、私も、これは附帯決議をし
ようという考へ方を持つておりました
が、ここで明確にありますが、私た
ちは、この附帯決議のまず実施を、大
臣は確約をいただきたいのです。これ
が一つ。それから次は、この資金が年
年減つていく、これがやはり附帯決議
に出てきている。運用の面、手続の面
の繁雑さ、こういうことを附帯決議で
言わざるを得ないのではないかと
ところにきていふということも、特別
な配慮をしていただきたいということ
が一つ。それから問題は、この予算
書の歳入歳出を見ると、違約金、たと
えば歳出のところでは、貸付事務費が
利子と違約金の三分の一をあててい
る。母子家庭というのは、今、藤原さ
んや山高さんおっしゃつたように、母
子家庭をいかに守つていくか、
こういうところに根本がなければな

らん。だから、違約金や利子のその
三分の一を事務費にあてるのだとい
う、ものの考へ方が間違つてはせぬ
か。むしろ、事務費は国が出して、
そうして、その違約金が出るような
実情なら、違約金を払わないでもい
いように処置をするのが母子福祉対
策ではないか、私はそう思う。この
見解をひとつお聞きしたいと思うの
です。

○国務大臣(西村英一君) 実は、さつ
くばらんに申しまして、制度が始ま

たときには八億ぐらい金がありました。で、だんだんと減ってきたわけで、実は、この達成率から見まして、まあそれはこの銀行でも一〇〇％というふうなことはありませんが、それが九十何パーセントになっています。それが減ってきた理由は、この制度として頭打ちになったのではないかと。今あなたがしゃいましたように、貸付の事務が複雑だとか、あるいはいろいろなことでもって利用度がなくなるといふのであれば、それはもう事務的に改善しなければならぬと思います。

ならないと思いますが、少なくとも、この制度で母子家庭が非常にもう再起できるといふようなことであります。これは資金はわずかな資金でありますから、これは十億にしたってたいした金ではないのです、実は。ところが、今まで見ますと、ずっと減っているのです。三億三年間続けた。私は、予算編成のときに、こんなことではいかぬじゃないか、利用度がなければ別だけれども、利用度があれば二億や三、四、五億出してもたいしたことではないではないかという考えを個人的には持っております。しかし、一方といたしまして、今度の改正案を出したものは、まあとにかく生業資金を倍額にしました。ところが、生業資金からだんだん教育資金に移りつつあるような傾向になっておるのであります。教育資金に移るといふようなことになりまして、またこの制度としては少し考え方も変えなければならぬ。また、ほかの制度との関連性も出てくるのではないかと。今回は入学準備金の問題は見送りにいたしました。私は、

今、藤田先生その他の諸先生方からいろいろと御意見がありました。総体といたしまして、この制度が十分母子世帯が有効適切に御利用になるならば、今後の金額の増額、あるいは貸付条件の緩和といふようなことにつきましても、十分検討をいたし、さらにいろいろ母子対策の総合、これは母子の置かれていろいろ社会的な特殊な事情がございますので、十分わかります。ただ、私自身が十分世帯を把握しているわけではございませんので、せっかく勉強いたしましたので、十分皆さま方の御趣旨にこたえたい、かように思っている次第でございます。

○藤田藤太郎君 局長、その違約金の考え方を……

○政府委員(黒木利克君) 違約金の問題は、先ほど申しましたように、こういうような延滞をした場合に違約金を取るという民法の規定がございまして、それをあらゆる貸付の法律では援用いたしておるわけでございす。母子福祉も、貸付であります以上は、そういうことで規定せざるを得ないわけでございますが、しかし、先ほど申しましたように、確かに母子世帯の特殊な事情がありますから、酷な面もございますので、そこでほかの制度にはまだあまり例のない償還の免除というふうな規定を、もちろん違約金も免除ということになります。そういう規定の改正をいたしまして現在運用いたしておるわけでございまして、そういうような改正の趣旨に従いまして、こういう違約金等が母子世帯を非常に苦境に陥れることのないように、私たち運用上気をつけて参りたいと思

○委員長(加瀬完君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加瀬完君) 全会一致でございます。よって、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加瀬完君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加瀬完君) 速記をつけて。

○委員長(加瀬完君) 次に、社会保障制度に関する調査を議題といたします。

す。看護制度に関する件について調査を進めます。質疑の通告がございすから、これを許します。

○藤原道子君 私は、前回は続きまして、看護制度の問題で若干御質問したと思ひます。

過日、私から棒読みで御質問いたしましたことに対して、文書で答えがございました。これについて、私はさらに進めてみたいと思ひます。きょう御回答をいただきましたのは、看護婦の待遇改善についてはどのような措置をとっているかということに対して、給与の面で相当上げた、こういうことがここに答えられている。引き続き努力したい、こういうことでございす。今の看護婦の不足状況は想像以上なものがある。このごろ町では、中学卒業でも初任給一万二千元、中には一万三千元というところもある。ところが、高等学校を卒業して三年学校に行つて、国家試験を受けて、それで一万二千五百円から一万四千元、准看護は、中学卒業して二年学校に行つて、それで九千九百円、これで改定いたしましたというのでは、なかなか充足はむずかしい。ことに看護学院で今やっている状況を見ても、私は、どうも厚生省が看護婦充足に対してそれほど御熱意があるように思えない。なぜかなれば、高等看護学院で、専任教員というのですか、教師というのですか、これは三名となつてゐるのです。ところが、この看護学院を二、三調査してみましたが、厚生省の出した業務基準というのですか、これを見ましても、実に驚いたことは、教務主任がずいぶんたくさん(か)から(か)まの業務が規定してある。時間の関係

でこれを読み上げることはやめます。ところが、舎監というのがないのです。舎監を教務主任が兼ねることになる。そうすると、昼間行つて見れば、てんでこ舞いをしていらつしやる。教育方針だ教育計画だとずっとやってきて学生の訓練までして、その人に舎監もやれ。その舎監は、学生の生活指導、寄宿舎内の清潔、整頓、その他環境衛生の管理、寄宿舎内の規律、寄宿舎内の災害対策及び警備、寄宿舎内の物品、貸与被服等の問題、こういうものを教務主任がやれると思つてゐるのですか。この間聞いた、おそらく一昼夜勤務になつてゐます。それで事足りるのか。それから、さらに、今の看護婦生徒の食費の問題なども、育ち盛りの人たちが今のあの状態では、看護婦の問題にそれほど熱意が入れられているように思えないのですが、それはどうなのですか。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 看護婦さんの初任給につきまして、給与全般につきまして、国立病院、療養所の直接われわれが予算的に折衝いたしましたものの、また、ほかの看護関係のやはり基礎になります国立病院、療養所の給与関係は、お手元に差し上げました資料のとおり、今度の給与改定によりまして九割程度改善せられておりまして、ほかの七・一割よりも率はよくなつております。初任給は、今お話のように、看護婦が一万二千五百円のもの、看護婦が一万二千五百円、千九百円が一万二千四百円、千五百円ずつ、二・二割と一・五割ぐらい上がつておるわけでございす。しかし、これに對して、今、先生のお話は、一般民間給与との関係のお話がございました。

が、一般民間給与と看護婦さんの給与と比較いたしますと、国立のほうは、少くとも三十七年度の基礎になります。調査ではよかったですけれども、看護婦さんの問題を真剣に努力して、こういうふうな成果が上がったわけでございませう。なお、当時の基礎になりました一般の民間の中学卒業の方の待遇は七千七百四十七円、高卒が一万三千九十六円、短大卒が一万二千九百円だったように思いますが、それから上昇がずっとよくなっているのではないかと、思うのですが、現在のは確かに中学卒、高校卒の方がずっとよくなっております。国家公務員関係はあとを追って、点に問題があると思いますが、将来も引き続いて努力していきたいと思えます。

それから、看護婦の増員について熱意がないじゃないかというお話でございしますが、たとえば予算的に見まして、看護婦養成所に対しては、四百百万円程度の予算が、一億何百、二十七倍にふえておるという状況で、われわれかなり努力したつもりでございします。それから、看護婦学院の養成所の舎監の問題、これはたしかにお話のとおり、舎監を置きたいとわれわれは感じておりましたが、しかし、今の実際は、各養成所におきまして、これは国立も民間におきまして、まだ置いてないところが大部分なものですから、今の規則にはあてはまらないに作つておる、〔舎監を置くことを得〕というくらい程度になっておりますが、予算につきまして、われわれは、ずっと舎監を三十数名新規に置くように要求をしたわけでございしますが、これが十分実

現できなかった点はまことに申しわけないと思ひますが、しかし、実際上におきまして、中の費途の流用におきまして、たとえば私の承知いたしてありますのは、東京第二病院などは舎監を一名たしか置いてやつておる状態にございします。さらに、看護婦養成所におきまして、全員寄宿制をとるかどうかという問題につきましても、あわせて研究をせなければいかぬ問題だと思ひますが、いろいろ今からお教えを願ひまして、看護婦養成関係には努力をすると同時に、改善を加えていきたいと思ひます。

○藤原道子君 舎監がいなくていい。事務員もいない、掃除をする人もいない。これでやつていけるかどうか、大臣もよく聞いておいてもらいた。高等看護学院は先生が三人、舎監もやらなければならぬ、事務員もいないから、事務もやらなければならぬ、お掃除もやらなければならぬ。どこまでも、黙っている人、弱い人、これが下積みになっていけるのが今の厚生行政だ。ここに抜本的な改正をしてもらわなければ、それこそ労働基準法違反どころでない実態が厚生省の足もとで起こっている。これに対して大臣はどうお考えですか。学校に百二十人いるわけですね、四十人定員とすれば、東一の高等看護学院に行きまして、そこに先生は三人だけで、お掃除する人もいなければ、事務員もいない、舎監もない、全部三人の先生がやる。あまりそれではたいへんだというので、教務主任というのですか、その人が舎監の役から何から皆やらなければならぬ。看護婦養成に情熱があればこそやつておる。へとへとです。

これでいいのですか。

○国務大臣(西村英一君) 私はその実情をよく知りませんけれども……。

○藤原道子君 知らなければ困る。

○国務大臣(西村英一君) その現場の実情はよくわからないのです。まあしかし、看護婦養成所を総合的に見ますと、少人数で養成所がたくさんありまして、そこであまり行き届いておらないというふうなことになるのじゃないかならうかと思ひます。やはり看護婦の養成は、私たちも別に心配して実は考えておるのです。しかし、教育関係ですから、一朝一夕にうまい案が出ないのです。部分的に今までは徒弟制度的な養成の仕方をしておったのを、今度学校制度的に大きな規模で考へていきたい、こういう私の希望があるわけですね。先生が今御指摘になつておるそこにおいて非常に職員が少なくて、おるようなことがありますが、それはそれにつきましても改善しなければならぬと思ひますが、全般的な考えは、たつた二十人三十人養成するのにあちこちありまして、それが今の看護婦の今後の要請にこたへることができないのだからどうだろうかという疑問を私は持つておるのでございします。私が、いざいざいまして、これから社会保障を進めていく上におきまして、もう女子技術者の養成ですね、これは看護婦のみならず、助産婦その他の点も、それこそ女子技術者の待遇といわず、養成を総合的に考へてやる。もちろん給与、資格、身分、そういうものは考へて持つておるのでございしますが、はなはだ抽象的でまことに申しわけありませんが、悪いところはどんな直していきます。

○藤原道子君 ひとつとどんな直してもらわなければ、直さなければならぬところばかりですから、今までの悪過ぎるのですから、よほどひとつ強力な改正をお願いします。

そこで、この答弁の中にございしますが、看護婦の労働時間の問題、四十八時間制を四十四時間制に切りかえた、全般的に見ても労働時間は短縮される方向にあると思うと、こういうことなりました。そこで労働時間四十四時間制になった、これは実施するのはたいへんなんです。あのときあなた方も御承知のように、千六百人以上の要求をしたのじゃないかしら。ところが、大蔵省が認めたのは三十八名、四十八時間、四十四時間制に切りかえるとき、たしか三十七人ぐらいだと私は記憶します。そういう無理な中で操作をいたしますから、労働条件はますますひどくなつてきていると言つても過言でない。そこで、夜勤勤務の質問に對しまして、月平均して八・八回程度であつたので、平均化について努力をして、こういう御答弁をいただきました。ところが、東一では、やはり夜勤問題にさかれます東一の状況を調べました。ところが、東一では、やはり夜勤の回数が十二、三回になつておる。一人勤務のほうが多いのです。二人勤務のところがある、調べてみたら子供のところ、こういう状態なんです。あなたがどう言ひのがれようとなさつても、現在夜勤が非常に多いというところ、これはもう資料が整つて、私もたくさん持つております。きょう資料を――東一のものあれば東二のものもあれば、あるいは鉄道病院のものも

あれば、共済病院、皆そろえてきた。みんな一人勤務が多いじゃないですか。しかも、私は、この際、もう一つもうるさいことばかりくりやうにあらわられちゃかなわないので、皆しかも患者が死ぬのは昼間よりも夜のほうが圧倒的に多い。これは東一の資料でございしますけれども、ここに図表で出ておる、これが昼間なんです。夜は深夜と深夜でこのぐらゐ、こうして夜のほうが患者の死亡率が非常に高いのです。ですから、ここで申し上げたいのは、これは東一と世田谷、第二の資料でございしますけれども、結局死亡、分娩から参りまして、日勤で昼間死ぬ患者さんが二八・四％というのが東一です。準夜、深夜で死にますのは百四十六名で七・六％というのが夜死なんです。それから、世田谷病院では、昼間が一三・二％で、夜が八六・八％それから、第二を見ますと、三八・八％が昼間で、夜が六一・二％、これはあなたがいつもいい病院としてこで報告されておる国立第一、世田谷、第二の実例なんです。さらに、分娩にいたしまして、三九・六％で夜が六〇・四％で、夜が多い。それから、緊急患者の取り扱いも、昼間が二五・四％、夜が七四・六％、こういう数字が出ておる。これはもう病院の正確な数字なんです。ところが、この一番死亡の多い、分娩も多い、緊急患者の多い夜間を一人看護婦がやらなければならぬ、急変したときに、だからこそ窒息死する人も出てくるのです。こういうことに対して、私たちが、ぜひ一人勤務をやめて下さいというの、こういう資料に基づいて要求している、看護婦

の労働条件だけじゃありません。労働条件もさることながら、国民全体が安心してこれで医療が受けられますかというのです。ここに問題がある。これについて、なかなか二人勤務に切りかえることが困難だ、しかし、困難だといって、人間の命を粗末に扱うのは困ります。それから、あなたは、夜勤の一人勤務の場合には、夜勤婦長等が応援及び巡回をしてカバーしているという事になっておるが、やっておりますか。夜勤の婦長さんはどうしているのですか。実態をお調べになったのでございましょうか。私は、委員会さうまくのがれればいいというものじゃないと思う。日本の医療をしょって立つておる厚生大臣、夜勤の休息時間、これについても何とかやっていくようなことをいっている、どうしてやっているのですか。重症患者をかかえて一人勤務をして、そうして死亡率も分娩率も急激な、夜のほうで圧倒的に多い、これで看護婦が休息がとれると思いませんか。うら若い看護婦さんが、そういう日にちを一カ月のうちに、ひどいところは確かに十五日から十八日、はなはだしいのは、たしか労災だと思いましたが、二十日間夜勤をさせる。ことに一カ月に二十五日から十六日の勤務だと思いますが、これは日曜とか休日休みということになれば、一カ月のうちに昼間勤務するのが五日か六日ですよ。これじゃ看護婦さんがやめていくのはあたりまえだと思いが、私の言うほうが無理でしょ。うか。大臣の御所見を伺いたい。これはあなたの国立病院の資料です。

○国務大臣(西村英一君) 交番勤務でありますから、三交代にすればどうなるのですか、十日は夜勤があるということになります。それで私は、これに書いてあるように、十五日も二十日も夜勤をさせておるのかと聞きますと、十二、三日だろう、二十日なんという例は国立病院にはないと、こう言っておるのではありませんが、先生もお調べになりましたのでしようが、私のほうの調査が行き届かないのかもしれないが、いずれにいたしましても病院の現場でございまして、やはり実情に合った勤務をさせなければならぬと思ひます。しこうして、夜勤がそう二十日も続いて、これはおそらくそんな交番にはなっていないで、あるいは看護婦が少なからず代行するか、代行して人のかわりをやるのがそんなに重なるっていくのだからと思ひます。いずれにいたしましても、今、先生がおっしゃいましたように、これは実情に即したやはり勤務をさせなければならぬと私は思ひます。しかし、それには病院の責任者の病院長がおるのでございまして、それらの方々がその勤務の状況をきめるのだらうと思ひます。厚生省といたしましても、それに追いつかない、非常にこういうことに無理をしておるのだというところになれば、さらに今の定員を再検討するということになるかと思ひます。詳しいことは医務局長からお話をいたさせます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) この看護婦さん全体の勤務体系の問題は、お話のように、医療の需要の問題と、現在日本におります看護婦さんの数、また、それに対して将来の養成状況、それから、同時に、病院とか診療所においてどれだけの雇えるかの経済力の問題、こういうようなものがいろいろ加味せられて運営せられておるわけでございしますが、できるだけお話のように、看護婦さんだけでなく、看護婦員の方全体の労働条件、病院勤務者全体の労働条件をよくするように、待遇をよくするように努める。また、人数をふやさないければいかぬわけで、切りかえのときにおいて人数が十分いっていないじゃないかというお話でございまして、確かにこちら要求どおりは大蔵省はいかなる場合もほとんど認めてくれることは少のうございしますが、三十八名というのではなく、もう少し国立病院のほうは多かつたように私は記憶しておるわけでございしますが、ただ、四十四時間になりますと、八時間八時間分けてしましなかなかな勤務の体制を作るのに苦しい問題もあつたりいたしまして、確かに必ずしもスムーズに動いていない点もあるかと思ひまして、さらにこれは改善に努め、同時に、機械化その他によりまして能率を上げるとか、または助手というような定員もふやしていくというようなことを考えていきたいと思ひます。

それから、夜勤の数でございしますが、この問題は先生もよく御承知のことだと思ひますが、私たちの昨年六月におきまして実態を調査いたしましたものでは、月平均八・八回というふうな数になっておりました、一番多かつたので十三回だつたのでございしますが、昔は夜勤専門の、夜勤ばかりやっていた看護婦さんもおつたりいたしまして、それじゃちょっとむちゃやらないかというので、だいたい直した私は経験を持つておるものでございまして、この点ではいろいろ今までも関心を

持つてきたことでございしますが、四十ベッドといたしまして、四十ベッドで看護婦員が十人、そのうち、看護婦、看護婦員が八人といたしまして、深夜、準夜が一人勤務で、先生にいられますが、一人ずつにいたしますと二人で、そういったしますと四分の一が夜勤となります。そうしますと、三十一の四分の一ですから、七・七ぐらいという状態になるのじゃないか、こういうふうな計算になるわけでございしますが、ただ、その四十が五十、六十となりますと、もう少しその率が下がっていく、こういうような計算になってくると思ひますので、今の体制をできるだけよくすように、平均化するようにわれわれは努力をしていきたい。もちろん、その基本は看護婦さんの数をふやすことであるが、定員の関係も、今、大臣からお話がありましたように、全体の看護婦数とからめて、われわれも今の看護婦員の数については再検討しておるという状態でございします。それから、夜勤の場合、一人でやっておつて、婦長が応援とか巡回をやっておるかというふうなお話でございしますが、これは私はやっておると存じます。絶えず婦長会議等においても、この点はよく指示をしておるところでございまして、少なくとも、国立は私はやっておるものと信じております。ただ、夜勤を一人もときどき病院に行きまして、その看護婦員等を繰って見るときがあるでございしますが、やっておるように思ひます。しかし、その休憩時間を婦長でうまく全部カバーできるかどうかという点にはあまり自信はございません。この点はいろいろもう少しお互いの応援体制と

か、少し余分に人数を夜勤に、たとえば外来のほうの人とか何とかを動員するとかして体制を整えていかねばならない、こういうふうな考えです。実態をもう少し見ろというお話でございしますが、私も、つい最近におきまして、朝九時ごろに最近も東一の実態を抜き打ち的に中を見ていくというふうな状態でも、いろいろ考えさせられる問題もありましたのですが、私自身でなく、さらに病院課長、療養所課長、また、婦長、さらに出張所等を通じて国立関係は指導していきたいし、さらに全般的にも、府県を通じて、いろいろ改善に努力していきたいと思ひます。

○藤原道子君 大臣が四対一ならば云々とおっしゃったのですが、それは三交代制であればとおっしゃる、準夜、深夜があり、日勤があり、早出があり、お休みが看護婦さんにもある。それから、病欠というものは大体一人や二人はあるものです。そういうことは計算に入れて看護婦の定員は割り出すべきだと思ひます。ですから、いかもこの委員会では、四対一じゃ定員が足りないと言つたら、四人に一人看護婦がついたらいいじゃないかという議員さんがおりました。四人に常時一人ついていけば文句はない。ところが、そうじゃないのですから、だから患者四人に対して一人でも、休日がある、早出がある、おそがあるということになれば、それは今申し上げたような資料で、しかも、これは別に作為でなく、この資料をつけて人事院に婦長さんたちが人員増員の要求をされたときのデータで、だから、おそらく厚生

省が知らないはずはない。知っていないが、しかも、人手が足りないから、休憩時間はどうなっているか、自信がありません。労働省から来てらっしゃいますか。私は、労働省にもこの前予算委員会での点を御質問いたしました。が、基準監督局長が、それは大臣が、これに対して、当然休憩はつけなければならぬようにございまして、指導いたします。善処いたします。と、どういふふうに善処されたか、どういふふうにご指導されたかを私は労働省から伺いたいと思います。

○説明員(小嶋光男君) 御指摘の点は私も十分承知しております。監督能力の少ないうちで、特に公共的企業について監督を実施しておりますが、三十八年から、病院関係、社会福祉関係に重点を置いて監督をしております。その間、違反の問題については、先生御指摘のように、労働時間の違反、休日の違反、休憩の違反、大体この順に違反件数が多くなっております。これらは正の問題になりますと、なかなかその効果が上がらないという事は事実でございますが、結局は、先ほど来御議論が出ておりますような人員不足の問題という点が非常に多いのではなからうか。したがって、私のほうでも、これらの監督調査の結果、厚生省の当局ともいろいろ御連絡申し上げまして、労働管理の近代化の問題、あるいは人員の補充の問題という点について、いろいろ厚生省と協議しておるところでございます。休憩の確保の問題については、確かに違反が多うございまして、この点は労働管理の点でいろいろ手を打てば、ある程度確保できるのではないかと思います。時間の

点については、先ほどのネックがございまして、計画的にこれを実践していくというふうな厚生省にも要求しております。

○藤原道子君 私はどうも納得がいかないのです。法律を守れとやかましく言っている官庁で法律が守られていない。基準監督局でも、明らかに基準監督の面から違反であると思っても手が打てない、それでしわ寄せは医療を受ける国民大衆の上にはね返ってくる。若い看護婦さんが、それはこの資料を見ましても、夜勤は平均して十二回です。これは平均なんです。だから、あなたの言う八回の人もあるでしょう。だが、そのかわりに非常に高い、私が申し上げましたような十五回、十八回、二十回というふうなものもあるのです。平均して十二回となっております。そうすると、ほとんど半分は夜勤ですね、勤務時間を計算してみましても、これでは若い看護婦さんたちに、ただナイチンゲール精神でのみ仕事を押しつけて、それはもう無理だと思ふのです。だから、寄るときと何かほかのいいところないかしら、これじゃ若い命が続かない。こういうことが看護婦さんのささやきに出ているというのを御承知でしょうか。私たちは非常につらいと思っております。私は、政治は命を大切に守るという事が基本だと思ふのです。だから、繰り返し繰り返し、同僚委員も、またかと言う人もあるけれども、私は、これはどうしても解決してもらわなければ安心がなりません。労働省におかれましてもその点は十分お考えになって、違反を摘発するのが使命ではなく、これを何とかやらせるよう

に、明らかに必要なものは、やはり罰則を適用してもいいと思う。それくらいな決意でやっていたまかなければ、国民の医療が安心してまかせていられないというところになるのじゃないでしょうか。このことを強く要望し、さらに、大臣におかれましても、これが実態だということを考え下さい。看護婦さん、その上に外来があるのです。この間、局長は、東一は十分、一〇四の充足率と言ったのですが、東一は特に忙しいからいたしたという事です。その東一で総局長さんが頭が痛いのです。看護婦の配属をきめることにとても苦労していらつしやる。病気になるやうだと言っている。こういう状態に放置されている。

それから、私どうしても資料の上で納得がいかないので伺いたしたのでございまして、患者さんが退院する日には入院患者として扱わないで退院してね、退院となつて。だから、現在員からはその日退院する人は省かれていくんです。退院する人、夕方ご飯を食べていらつしやる人もあるのです。それが人員に表われていないという事になつていまして、今の定めが、これはどういふふうな事なんでしょうか。私、これいくら資料を読んでもわからないのです。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 今お話の看護婦さんの数、その基礎になります待遇、労働条件、この問題につきましても、私はお話の点よく承知しております。もうございまして、まあこれは看護婦さんだけでなく、医療関係の人間は、絶えず患者さんに対して、いろいろ不平とか、何か悩みを出され、相当

頭の痛い仕事をしており、また、危険も伴い、しかも、お話のように、普通のオフィスの勤めと違って、夜でも昼でも、必要なときは動員される。特に看護婦さんにつきましては、夜勤というものは一つのルールになつてい。こういうふうな点から、一般の学校の学歴よりもずっとよい待遇をするようにわれわれは努力しなければいかぬ、そういうつもりで今までも努力しておるのでもございまして、これでまだ足りないというお話でございまして、相当今からさらに努力していきたいと思ひます。

それから、入院統計の場合に、退院した日の人の数が入らないじゃないかというお話は、これは万国で入院統計をとります場合に、十二時現在の数をとるといふふうなルールがあるものでして、それによつて日本全体の統計をとつておるわけでありまして、それを基礎にしている計算によつて今のようなお話が出てきたわけでありまして、そのかわり、夜の十二時ごろに入つてきた患者も一つになつていまして、こういうふうなわけでありまして、時によりまして、一つのベッドが朝早く出て、夕方入つて来る、こういうふうな場合は二人入院料をもらつていまして、これは二入問題もございまして、これは承知しておるわけでありまして、今の全国的統計をとりまして、そのようなルールが定まつておりますので、それでやつていましてあります。

○藤原道子君 私は、入院料を二日取つた方がいいと思ふ、それはしかたがない。あいていけば、病人が出れば入院するのは、これはあたりまえだけれども、そういう数の上から計算を見

ると、看護婦さんにそれだけ仕事が多いになるわけですね。患者数には扱わない、だが、看護婦さんの手はかかる、こういう矛盾があることを私は大臣に承知してもらいたい。そういう点で看護婦の定員等についても御考慮をなれば、一人ぐらいと言ふけれども、たくさんベッドにはたくさんという事例が起つておる。だから、看護婦はよけい過重労働が出てくるのだ。

それから、看護婦の充足率についてもだんだんありますけれども、この厚生白書でも明らかになつて、あるいは私どもが調べた資料でも明らかになつていまして、採用の数よりもやめていく数のほうが多いんですね、これはどういふふうな。充足はした、なるほど採用はした、しかし、やめていく人のほうが入る人より多いということになつたら、これは一体どうなるか、いつになったら充足ができるか、それをお伺いいたします。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 今のお話は、国立病院等の数字から見ますと、大体三月はずつとやめていつておりますが、四月には定員より少しオーバーして採入することを認めておりますので、大体定員の充足率は同じ状態であるように思ひます。いろいろ御指摘がございましたので、私も氣をつけておつたんですが、東京都の医師会で調査しておりました看護婦さんの東京都の状態が二月十五日の雑誌に出ておりましたので、これから見ますと、やはり病院関係はプラスになつて、看護婦さんはふえておりまして、退職の率と就職の数は、就職のほうが上回つておる状態でございます。これは東

と、看護婦さんにそれだけ仕事が多いになるわけですね。患者数には扱わない、だが、看護婦さんの手はかかる、こういう矛盾があることを私は大臣に承知してもらいたい。そういう点で看護婦の定員等についても御考慮をなれば、一人ぐらいと言ふけれども、たくさんベッドにはたくさんという事例が起つておる。だから、看護婦はよけい過重労働が出てくるのだ。

されません。高い看護婦の教養が必要なんだ、看護婦は医者とは別個の資格がある、昔の医者の小間使いであってはいらない、こういう立場で満足したはずなんです。現在の状態は、ところが、またこれが看護助手を三分の一も

す。で、ただ看護婦さんの夜勤の率をふやすという事は、なるべく避けていかなければなりません。それには、やはり看護婦さんの数はふやすと同時に、今のような方法を考えてみたわけでありま。

それからパート・タイマーにしかならぬじやないかというお話でございすが、今の神奈川県調査によりますと、二百五十一名の就職希望者のうち、百五名は一日八時間の普通の勤務でいいという御希望もあるそうでござい

います。で、そうしますと、かなり、半分近くの方が普通のフル・タイムのほうに充当できるのではないかと

いう、この数字を私は明るく見ておる者でございすが、あと午前中に働くのでなければ工合が悪いという者が三十二名、午後が五名、それから十時から十六時と昼の近くだけという人が九十五名でございまして、その他が十三名というふうになっております。フル・

タイムに働ける方も、この中から発掘できると思いますが、なかなかこれはありがたい調査だと思ひました。助手の資格としては、私は制度として、そこに考えたわけではないのでありまして、大阪というお話がございましたが、大

阪は私よく存じませんが、鹿児島とか、またその他で看護婦とか変な名前のものでございまして、これは、われわれとしてはけしからぬというふう

に思っております。決して、ああいうものを容認しているわけではないのでありま

す。この点は、今の法律で身分を禁止することができないで弱っているの

ですが、今度の保助法を改正する場合

には、名称独占のことも考へるべきではないかと検討しているぐら

第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和三十八年三月十九日【参議院】

ありまして、看護助手を、いろいろま

ざらわしい名前を使うことは、はなはだよくないと思ひ、さらに長野県でま

た長野県看護婦というのがあったりして、これ自身もやめさせるように指

導をしるという衛生部長に言っているわけでありまして、こういうまざらわ

しい制度を制度として作っていくつもりではないわけでありま

す。○藤原道子君 私がお質問しました二十四時間の保育所ですね、これはなぜ

不可能ですか。○政府委員(尾崎嘉篤君) 二十四時間の

保育所の関係は、保育所自体とい

しましては、やはり子供さんは、家で

夜寝るのがいいという考え方が児童局にあるようでございまして、児童局とも

相談したのでございすが、その問題と、今一挙に二十四時間制の保育所を

各施設に作れといひましても、すぐこれはなかなか動きもとれないという問

題で、まず昼間の保育所、そういうものからスタートしていきたいという考

え方をしているわけでありま。特に国立病院では、今の状態では、ちよ

とパート・タイマーという関係が、予算上もこの年度はできないので、今

の二十四時間の保育所の問題について、これはむずかしいと書いておるの

は、国立の立場において作る場合の点を書いておったのでありまして、その点

は、はっきりいたしませんで申しわけなかつたと思ひま

す。○藤原道子君 外国の例を言へば、外国では二十四時間制の託児所を置

いてある所があるのですね。ということになれば、やはりできないことはない

必要が生むのですから、それを検討してほしいと思ひま

す。赤ちゃんを寝

ているのがあたりまえなんです。大人

だって夜は寝るのあたりまえなんです。だけれども、保育所が収容所

でなくて、子供の立場に立つてのりっぱな保育所であれば、私は保育所にいたこ

とが子供に悪い影響を与えるとは思われない。そういう点で、ぜひ考えて、よ

りよい看護力が動員できるようにして

もらわなければ、そしてまた働きやす

くしてもらわなければ、魅力ある職場にしてもらわなければ、看護婦の充足

はできません。これは断言してはばか

らないと思ひま。そういう方向にぜひひとつ御配慮が願ひたい

。それと同時に、看護助手の資格はど

うなですかと聞いた。その答弁はど

うなですか。○政府委員(尾崎嘉篤君) 二十四時間

制の保育所の問題は、児童局ともよく相談いたしまして、向こうがよく勉強

しておると思ひま。また病院の立場で、われわれも勉強したいと思

ひま。それから看護助手は、資格等は考えていないわけ

でございまして、各施設が必要に応じて、その方々に教育を

してもらえばいい。だから、身分法とか資格とかは全然考

えないでいい。うふうに考えておるわけでありま

す。○委員(加瀬完君) 速記をとめて。(速記中止)

○委員(加瀬完君) 速記を起こして。○藤原道子君 押し問答をしてもしか

たがありませんので、私は強くこれを要望するの

です。それから、こういう看護力にしていけば、夜勤はふ

える。夜勤は、必ず六日以内くらいに制限するの

が妥当だと思ひま。これに對し

て局長はどう思ひま。○政府委員(尾崎嘉篤君) 夜勤は、で

きるだけ少ないほうがいいのはもちろ

んでございすが、六日、七日くらいに私もとどめたいと、こ

ういうふうに思ひま。できるだけ、そういうよう

な方向で考えてお

ります。○藤原道子君 それから今度は、この

間の答弁書だけは聞いてお

きますが、夜勤手当が百分の二十五、これは四十

何円だと言ったけれども、人によ

れば、十七円くらいにしかならないので

す。で、夜勤手当が百分の二十五で

据え置くこと自身がおかしいと思

う。そうして要求したけれども通

りませんでした。この間の答弁で

したけれども、この間の答弁でしたけれども、それなら、どのくら

いを要求し、これを必ずあなたの要求することを

実現しなければならぬと思ひま

すが、それに対しての努力を、どう考

えていたか。それから、看護婦さんは出産後一年

は夜勤をさせないようにはしたい

というところに対して、それは不可能

だ、こういうことになっておるの

です。が、出産後一年を夜勤をさせないよう

にというところは、これはあたりま

え過ぎる人間的な要求だと思

う。このくらゐのことをしなければ、結婚して

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

も働こうという看護婦さんがいるに

これはもう少し看護婦さんの数がふえていけばやれると思いますが、母体保護の関係では、出産前後の休暇をとらせるというだけで一ぱいでございまして、ちょっとそれを、さらにふやしていくきますと、ほかの若い方々、子供のない方々で労働が多くなつて、現在の立場では、ちょっと八・八回はさらにふえてくる、こういうふうなことから、今すぐに実施はちょっと考えられない、こういうふうな申し上げておるわけでありませう。

それから無資格者は、私のほうで調べてみましたのは、国立病院、療養所では、私のほうの少なくとも調査では深夜勤務をやらしていない、こういうふうな報告をもらつておりますので、後ほど先生のほうから具体的にお知らせ願います。ただ、おそ出勤務として八時間が八時、九時までおくれしておるものがありますが、これは少し行き過ぎじゃないかと注意いたしております。そういうようなものがござい

ます。

○藤原道子君 私、夜勤のことに食いついてゐるのは、アンケートをとって見ますと、夜勤が非常にからだに影響してゐるのです。これは夜勤に對しての影響を調査いたしますと、疲れも感じない、何でもないと人は一人もないのです。それで疲れ、とても疲れる、食欲不振、胃腸障害、倦怠、いろいろ、頭痛がする、体重が減る、貧血を起こす、かぜを引きやすい、全部、そういうふうな回答が寄せられてゐるわけです。これはとりもなおさず、女子の深夜業禁止したのは、繰り返し申し上げますけれども、母体に影響があるから禁止してゐる。看護

婦と交換手等は特殊職種として、やむを得ないと認めてゐる。だから、看護婦さんだから交換手さんだから、夜勤が母体に影響しないというところは少しもないと思う。ですから、月うち、勤務の半分が、平均いたしまして夜勤をしてゐる。平均して、そう資料が出ておりますから、それを調べて下さい。そんなむづかしいことはないと思う。ことに医療に従事する人に異常お産が多い、流産が多い、あるいはこういう夜勤が非常に多いと母体に影響することを知りながら、やむを得ず——こういうところから看護婦不足の重大なる原因があるということをお考えになつて、看護婦の待遇、さらに勤務の状況、これらについては、可及的すみやかに結論を出して、看護婦の充足をはかつてほしいと思ひます。

さらに、もう一つ伺つておきたいのは、私もが納得できないのは、妊婦で入院しますね、赤ちゃんが生まれま

すね、赤ちゃんは看護単位に入つていないわけですね。ところが、赤ちゃんのほうで手が加かる、こういう現実を無視した配置状況に置かれてゐる。赤ちゃんも、生まれれば一人の人間で

す。妊婦さんより赤ちゃんのほうが手がかかる。ところが、その赤ちゃんは一人前に扱われてゐない。だからこのごろ病院でも、産科勤務の看護婦さんのなり手が無い。説得して産科へ行つてもらうのには、御苦労してゐる。あたりまえだと思ふ。一人の看護という名目のもとに、二人看護しなければならぬ。赤ちゃんは病気がないから、看護じゃないかもしれせんが、手が加かるのは、赤ちゃんのほうがかかる。こういうことを改めなければならぬと思ひますが、これに對する対策を考へておいてゐるかどうか。そういうことにしてゐるから、赤ちゃんが保育箱の中で焼死死ぬということも出てくる、どうなんですか、これは。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 夜勤の問題は、男子の夜勤でもお話のように、いろいろ疲労その他がやはり昼間の勤務と違つて多いものでございまして、特にそれが、昼間、夜間変動していきま

す。そこにはいろいろストレスが多くなるのは、われわれもよく理解し、自分でも体験してゐることでござい

ます。特に女の方でございまして、それに対する別途のまた問題もある、これもお説のとおりだと思ひますので、夜勤手当の増額、これにつきましては、そういうふうな意味をもちまして、われわれも強くさらに申していき

たいと思ひます。また基本的には、そういうふうな仕事をやっていただきます看護婦さん、それからお医者さんにつきましても、医療関係の従事者の待遇を改善し、また数を確保していくというふうに努力しなければならぬという

ことも申し上げるまでもないと思ひます。

それから妊婦の問題でござい

ます。赤ちゃんにつきまして、その赤ちゃんを、看護婦さんの配置の場合の数に入れてないのじゃないかというお話でございまして、この点は病院内の配置では、手のかかるところに置くやうになつて、産科病棟等には、看護婦さんが数来る率がよくなつてゐると思ひます。ただ、全体として計算いたし

ますときに、今の数の中に入れてゐない、こういうのはけしからぬと言われ

ると、そのとおりでございまして、この点、保険のほうに入つてゐる、入つていないとは別にいたしました、われわれも今から、数の問題は考へていかねばならぬ、こういうふうな思ひま

して、妊婦さんと赤ちゃん二人で、全体としてどのくらいの看護力が必要かというふうな問題も、いろいろ検討を昨年からやつてゐるところでござい

まして、この点は、決して忘れてゐるわけではないのでございませう。今、この点も、われわれも一つの問題として考へてゐるところでございませうので、御了承願ひたいと思ひます。

○藤原道子君 私はこれでやめます。ただ強く申し上げておきたいのは、私の質問申し上げましたのは、ひとり医療従事員からの陳情ではない。このごろ新聞に、略血して死んだとか、窒息して死んだとか、この間のような無人注射で死んだとか、こういうようなことが新聞に出る。非常に患者さんたちが不安を訴へて、入院しておる患者さんたちも、夜になるのがこわいようだと

いう人もゐる。これでは私は相済まぬと思ふのです。だから医療従事員と、さらに患者両方から、このつらい気持ちの陳情がある。ところが看護婦さんの充足はなかなかできない。それで聞けば、検討中ですが、何とかいたします、これでは、いつになつても果てしがないと思ふ、追及していけば、こんなことをすれば、将来助産婦さんは全然なくなるのじゃないですか。しかも、このごろでは、自宅で出産する人より

も、入院して出産する人がどんどんふえてきて、喜ばしい傾向なんです、母体保護の立場から、ところが、今申し上げたような待遇であるし、さらに助

産婦のなり手がだんだん少なくなる。保健婦はどうでしょう。やはり保健婦も、希望者が少なくなつていく、やめていきます。保健所の医師、保健婦の充足、これらに對してもあなた、お答えできないでしよう、今の現状では、私は、これで文化国家と言えるか、安心して医療が受けられる状態におかれてゐるかという質問に對しては、大臣

だつて、お答えにお困りになると思ふ。現実には死亡率にしても、分娩率にしてもわかつてゐるでしよう。局長、わかつてゐないが、うっちゃつておくということは、私はけしからぬと思ふ。と同時に、労働省におかれまして、こんな重大なところで働いておる人たちが、こういう状態におかれておるのです。しかも、これで失敗が起きれば、看護婦が刑事罰を受けるのです。行政罰だけじゃないのです。こういうところに無理がある。それから今では、准看が夜勤はできないはずなんです、監督がなければ、看護婦の監督のもとに働くことになつてゐる。ところがその准看にすら、注射をやらしてゐるじゃありませんか。医師法では、看護婦は注射してはいけないことになつてゐる。ところがこのごろ、どこの病院に行つても、ほとんど看護婦さんがやる。看護業務から、看護業務以外のものを取り去るならば、この注射におきまして、当然医師がやるべきだ。そうした当局は無理にやらせておいて、それで忙しい、そうして失敗をすれば、看護婦の責任になつて刑事罰を受ける。こんな血も涙もないやり方のもとに、看護婦が今放置されております。こういうことに對しまして、厚生省、労働省といつたしまして、

たがいまして、その監督ないし施行の責任というのは、人事院がごじますので、私どもは、人事院が全般的に、それについての施行上の責任は持つておるといふふうに考えておるわけでございます。したがいまして、この点について、私どもは監督なり、あるいは調査をやるということになりますと、御承知のように、行政組織上の権限配分が乱れますので、私としては、ここではその点、御答弁でかかぬと思います。

○委員長（加瀬完君） わかりました。

○藤原道子君 この資料を添えて、人

事院に出してあるのです。これは人事院に出した資料なんです。ところが人事院で、そのまま捨て置かれているわ

○委員長(加瀬完君) 今度、人事院呼びましよう。

○藤原道子君　今度、呼びましょう、お願いします。それから、もう一つ労働省に、民間の資料があるということ

で、それび出してほしい。民間になると、今の国立より以上にひどいのですよ。ですから、ぜひそれがどうい

ふうに取り締まられ、調査されている
かということの参考にしたいと思ひ
ますから、ぜひお願いしたいと思ひ
ます。

○委員長(加瀬完君) 本日の質疑は、この程度にとどめ、これにて散会いたす。

午後一時二十分散会

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、家内労働法案(衆)

「物品等」という。）の製造等を

一七

家内労働者に委託することを業とする者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者四人以上を常時使用しないで、委託者から委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支払われる者をいう。

3 この法律で「労働報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対価として支払うすべてのものをいう。

4 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付に対し支払う労働報酬以外の報酬をいう。

(対価の支払)

第三条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合においては、家内労働者の給付に対し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に区別して対価を支払わなければならない。

(最低労働報酬額)

第四条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低労働報酬額を定めるべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低労働報酬額を定め

なければならない。

3 前項の最低労働報酬額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法(昭和三十八年法律第

号)第三条第一項に規定する基本たる賃金が時間によつて定められていて労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い労働者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定めなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすでにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(労働報酬額)

第五条 委託者が家内労働者に対して支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

(書面の作成、保存及び交付)

第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合においては、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額その他の事項について記載した書面を二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

(危害の防止)

第七条 委託者は、家内労働者に対し、原材料等による危害が生ずるおそれのある物品等の製造等を委託する場合には、当該危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(安全衛生教育)

第八条 委託者は、家内労働者に対し、当該物品等の製造等に関し必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならない。

(労働基準法の準用)

第九条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第一条から第四条まで及び第十三条の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

(報告、検査等)

第十条 行政官庁は、家内労働者の労働報酬その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、

委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家内労働審議会)

第十一条 家内労働者の最低労働報酬額その他の労働条件に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を任命する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基づいて任命する。

3 家内労働審議会は、必要があると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 前三項に定めるもののほか、家内労働審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)

第十二条 労働省労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官は、労働省の職

員の中から労働大臣が命ずる。

第十三条 労働省労働基準局長は労働大臣の、地方労働局長は労働省労働基準局長の、都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長又は地方労働局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の労働報酬その他の労働条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項をつかさどる。

(家内労働者組合)

第十四条 家内労働者は、労働報酬額その他の労働条件等につき、委託者又はその団体と団体協約の締結等の交渉をするため、家内労働者組合を組織することができる。

2 前項の家内労働者組合を組織しようとする者は、規約をもつて次の各号に掲げる事項を定め、当該規約について労働委員会の認可を受けなければならない。

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在地
- 三 役員に関する事項
- 四 総会に関する事項
- 五 会計に関する事項
- 六 その他労働省令で定める事項

(委託者の不当行為)

第十五条 委託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 家内労働者が家内労働者組合の組合員であること、家内労働者組合に加入し、若しくはこれを組織しようとしたこと若しくは前条第一項の交渉をしたことを理由として、その家内労働者に対し物品等の製造等の委託をせず、その他これに対して不利

益な取扱いをする。こと又は家内労働者が家内労働者組合に加入せず、若しくは家内労働者組合から脱退することを当該委託の条件とすること。

二 前条第一項の交渉をすること

三 家内労働者が家内労働者組合を組織し、若しくは運営することを支配し、若しくはこれに介入すること、又は家内労働者組合の運営のための経費の支払につき経理上の援助を与えること。ただし、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災やを防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する委託者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

四 家内労働者が労働委員会に対し委託者がこの条の規定に違反している旨の申立てをしたこと若しくは中央労働委員会に対し第十八条第二項において準用する労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七条第四項の規定による命令に対する再審査の申立てをしたこと又は労働委員会がこれらの申立てに係る調査若しくは審問を行ない、若しくは第十七条に規定するあつせん若しくは調停を行なう場合に家内労働者が証拠を提示し、若しくは発言したことを理由として、その家内労働者に対し物品等の製造等の委託をせず、その他これに対して不利益な取扱いをする。

（団体協約の効力）

第十六条 家内労働者組合と委託者又はその団体との間の団体協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる。

2 組合員の締結する契約でその内容が団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。（あつせん又は調停）

第十七条 労働委員会は、第十四条第一項に規定する団体協約の締結に係る交渉ができない場合又は当該交渉に係る団体協約の内容につき協議がととのわない場合において、当該交渉の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請がなされたときは、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

2 労働委員会は、前項の規定により調停を行なう場合においては、調停案を作成してこれを当該交渉の当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができる。

3 第一項のあつせん又は調停に係る労働委員会の運営に關し必要な事項は、中央労働委員会規則で定める。

（労働委員会の命令等）

第十八条 労働委員会は、委託者が第十五条の規定に違反している旨の申立てがあつたときは、調査、審問及び事実の認定を行ない、並びに必要な命令を発することができ。

2 労働組合法第二十七条の規定

は、前項の申立てがあつた場合に準用する。この場合において、同条第一項中「使用者」とあるのは「委託者」と、「第七條」とあるのは「家内労働法第十五條」と、同条第四項から第八項まで中「使用者」とあるのは「委託者」と、同条第九項中「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と、同条第十一項中「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「労働者」とあるのは「家内労働者」と読み替へるものとする。

（労働委員会の強制権限）

第十九条 労働組合法第二十二條の規定は、労働委員会がこの法律の規定によるその事務を行なう場合にも適用があるものとする。この場合において、同条第一項中「使用者」とあるのは「委託者」と、「労働組合」とあるのは「家内労働者組合」と、「関係工場事業場」とあるのは「委託者の営業所その他の必要な場所」と読み替へるものとする。

（費用の弁償）

第二十条 第十八条第二項において準用する労働組合法第二十七條第三項又は前条の規定により労働委員会の行なう事務のため出頭を求められた者は、政令の定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

（省令への委任）

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

（罰則）

第二十二條 第十八条第二項において準用する労働組合法第二十七條の規定による労働委員会の命令の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の禁錮若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十三條 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三條の規定に違反した者

二 第四條第一項の規定に違反した者

三 第五條の規定に違反した者

四 第九條において準用する労働組合法第三條の規定に違反した者

五 第九條において準用する労働組合法第四條の規定に違反した者

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の記載をした書面を作成した者

二 第十條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした書類を提出し、質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十九條及び労働組合法第二十二條の規定による出頭をせず、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十六條 委託者が第十八條第二項において準用する労働組合法第二十七條第八項の規定による裁判所の命令に違反したときは、十萬圓（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十萬圓の割合で算定した金額）以下の過料に処する。第十八條第二項において準用する同法第二十七條第九項の規定により確定した労働委員会の命令に違反した場合も、同様とする。

附則
（施行期日）
1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第十一條の規定及び附則第三項中家内労働審議会に係る労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の改正規定は、公布の日から施行する。

（労働組合法の一部改正）
2 労働組合法の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「助成すること」を「助成すること等」に改め

る。

第十九条第一項中「使用者」の下に「(家内労働法(昭和三十八年法律第 号)に規定する委託者を含む。以下この条において同じ。)」を、「労働者」の下に「(同法に規定する家内労働者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第六項中「七人」を「八人」に改め、同条第七項中「使用者団体」の下に「委託者団体を含む。」を、「労働組合」の下に「(家内労働者組合を含む。)」を加え、同条第二十一項中「七人」を「八人」に、「五人」を「六人」に改める。

2 労働委員会は、前項に規定するもののほか、家内労働第十四条第二項、第十七条及び第十八条の規定による事務を行なう権限を有する。

第二十四条に次の一項を加える。
2 家内労働法第十四条第二項及び第十八条の規定による事件に関する処分についても、前項と同様とする。

2 第二十五条第二項中「第二十七条」の下に「並びに家内労働法第十四条第二項及び第十八条」を加える。
(労働省設置法の一部改正)
3 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第三條の各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。以下この条、第八条第一項第八号及び第十一号、第九条第五号並びに第十五条第二項第三号に

おいて同じ。)」を加え、同条第一号中「労働組合」の下に「(家内労働者組合を含む。以下第六条第一項第十二号並びに第七条第四号及び第八号において同じ。)」を加える。

第四条中第三十二号の三を第三十二号の五とし、第三十二号の二の次に次の二号を加える。

三十二の三 家内労働法(昭和三十八年法律第 号)に基づいて、最低労働報酬額を定めること。

三十二の四 家内労働法の施行に關して、委託者若しくは家内労働者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

第六条第一項第十四号中「給与」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、同項第十五号中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。)」を、同項第十八号中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び報酬を含む。)」を加える。

第八条第一項第一号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。以下第三項において同じ。)」を加え、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 家内労働者の最低労働報酬額その他の労働条件の基準に關すること。

第八条第三項中「同項第六号の四に掲げる事務」を「同項第十号の二に掲げる事務のうち家内労働者の最低労働報酬額に關するもの」に改める。

第十三条第一項の表中「じん肺審議会」——じん肺に關する重要事項を調査審議すること。

「じん肺審議会」——じん肺に關する重要事項を調査審議すること。

中央家内労働者審議会 じん肺に關する重要事項を調査審議すること。

低労働報酬額 改める。

第十五条第一項中「及びじん肺法これに基づく命令を含む。」を、「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」及び「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」に改め、同条第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。)」を加える。

第十六条第一項の表中「地方労働基準審議会」——都道府県労働基準の施行及び改正に關すること。

地方労働基準審議会 改正に關すること。
都道府県労働基準審議会 報酬額

県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準の事項を審議すること。
県労働基準局長の求めに應じ、家内労働その他の労働条件に關する事項を調査審議すること。

第十七条第一項中「及びじん肺法(これに基づく命令を含む。)」を、「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」及び「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

第二十条第二項中「及び労働関係調整法(これに基づく命令を含む。)」を、「労働関係調整法(これに基づく命令を含む。)」及び「家内労働法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

第二十二條の表の本省の項中「三、七二二人」を「二四、二〇四人」に、同表の中央労働委員會の項中「八九人」を「九九人」に、同表の合計の項中「三、九三九人」を「二四、四三一人」に改める。

三月十五日日本委員會に左の案件を付託された。
一、雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月三十日)
一、母子福祉資金の貸付等に関する

法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月五日)
三月十五日日本委員會に左の案件を付託された。

- 一、清掃事業に對する國家予算増額等に関する請願 (第一五六二号)
(第一五六三号) (第一五六四号)
(第一五六五号) (第一五六六号)
(第一五六七号) (第一五六八号)
(第一五六九号) (第一五七〇号)
(第一五七一号) (第一五七二号)
(第一五七三号) (第一五七四号)
(第一五七五号) (第一五七六号)
(第一五七七号) (第一五七八号)
(第一五七九号) (第一五七九号)
(第一五八〇号) (第一五八〇号)
(第一五八二号) (第一五八二号)
(第一五八四号) (第一五八四号)
(第一五八六号) (第一五八六号)
(第一五八七号) (第一五八七号)
(第一五八八号) (第一五八八号)
(第一五八九号) (第一五八九号)
(第一五九〇号) (第一五九〇号)
(第一五九二号) (第一五九二号)
(第一五九四号) (第一五九四号)
(第一五九六号) (第一五九六号)
(第一五九七号) (第一五九七号)
(第一五九九号) (第一五九九号)
(第一六〇〇号) (第一六〇〇号)
(第一六〇二号) (第一六〇二号)
(第一六〇四号) (第一六〇四号)
(第一六〇六号) (第一六〇六号)
(第一六〇八号) (第一六〇八号)
(第一六一〇号) (第一六一〇号)
(第一六一二号) (第一六一二号)
(第一六一四号) (第一六一四号)
(第一六一六号) (第一六一六号)
(第一六一八号) (第一六一八号)
(第一六二〇号) (第一六二〇号)
(第一六二二号) (第一六二二号)
(第一六二四号) (第一六二四号)
(第一六二六号) (第一六二六号)
(第一六二八号) (第一六二八号)
(第一六三〇号) (第一六三〇号)
(第一六三二号) (第一六三二号)
(第一六三四号) (第一六三四号)
(第一六三六号) (第一六三六号)
(第一六三八号) (第一六三八号)
(第一六四〇号) (第一六四〇号)
(第一六四二号) (第一六四二号)
(第一六四四号) (第一六四四号)
(第一六四六号) (第一六四六号)
(第一六四八号) (第一六四八号)
(第一六五〇号) (第一六五〇号)
(第一六五二号) (第一六五二号)
(第一六五四号) (第一六五四号)
(第一六五六号) (第一六五六号)
(第一六五八号) (第一六五八号)
(第一六六〇号) (第一六六〇号)
(第一六六二号) (第一六六二号)
(第一六六四号) (第一六六四号)
(第一六六六号) (第一六六六号)
(第一六六八号) (第一六六八号)
(第一六七〇号) (第一六七〇号)
(第一六七二号) (第一六七二号)
(第一六七四号) (第一六七四号)
(第一六七六号) (第一六七六号)
(第一六七八号) (第一六七八号)
(第一七〇〇号) (第一七〇〇号)
(第一七〇二号) (第一七〇二号)
(第一七〇四号) (第一七〇四号)
(第一七〇六号) (第一七〇六号)
(第一七〇八号) (第一七〇八号)
(第一七一〇号) (第一七一〇号)
(第一七一二号) (第一七一二号)
(第一七一四号) (第一七一四号)
(第一七一六号) (第一七一六号)
(第一七一八号) (第一七一八号)
(第一七二〇号) (第一七二〇号)
(第一七二二号) (第一七二二号)
(第一七二四号) (第一七二四号)
(第一七二六号) (第一七二六号)
(第一七二八号) (第一七二八号)
(第一七三〇号) (第一七三〇号)
(第一七三二号) (第一七三二号)
(第一七三四号) (第一七三四号)
(第一七三六号) (第一七三六号)
(第一七三八号) (第一七三八号)
(第一七四〇号) (第一七四〇号)
(第一七四二号) (第一七四二号)
(第一七四四号) (第一七四四号)
(第一七四六号) (第一七四六号)
(第一七四八号) (第一七四八号)
(第一七五〇号) (第一七五〇号)
(第一七五二号) (第一七五二号)
(第一七五四号) (第一七五四号)
(第一七五六号) (第一七五六号)
(第一七五八号) (第一七五八号)
(第一七六〇号) (第一七六〇号)
(第一七六二号) (第一七六二号)
(第一七六四号) (第一七六四号)
(第一七六六号) (第一七六六号)
(第一七六八号) (第一七六八号)
(第一七七〇号) (第一七七〇号)
(第一七七二号) (第一七七二号)
(第一七七四号) (第一七七四号)
(第一七七六号) (第一七七六号)
(第一七七八号) (第一七七八号)
(第一七八〇号) (第一七八〇号)
(第一七八二号) (第一七八二号)
(第一七八四号) (第一七八四号)
(第一七八六号) (第一七八六号)
(第一七八八号) (第一七八八号)
(第一七九〇号) (第一七九〇号)
(第一七九二号) (第一七九二号)
(第一七九四号) (第一七九四号)
(第一七九六号) (第一七九六号)
(第一七九八号) (第一七九八号)
(第一八〇〇号) (第一八〇〇号)
(第一八〇二号) (第一八〇二号)
(第一八〇四号) (第一八〇四号)
(第一八〇六号) (第一八〇六号)
(第一八〇八号) (第一八〇八号)
(第一八一〇号) (第一八一〇号)
(第一八一二号) (第一八一二号)
(第一八一四号) (第一八一四号)
(第一八一六号) (第一八一六号)
(第一八一八号) (第一八一八号)

(第一八一九号) (第一八二〇号) (第一八二一号) (第一八二二号) (第一八二三号) (第一八二四号) (第一八二五号) (第一八二六号) (第一八二七号) (第一八二八号) (第一八二九号) (第一八三〇号) (第一八三一号) (第一八三二号) (第一八三三号) (第一八三四号) (第一八三五号) (第一八三六号) (第一八三七号) (第一八三八号) (第一八五十一号) (第一八五二号) (第一八四六号) (第一八四七号) (第一八五〇号) (第一八四九号) (第一八五〇号) 一、元南滿州鉄道株式会社職員中特 殊業務に従事し、死亡した者等に 対し、軍属として戦傷病者戦没者 遺族等援護法適用に関する請願 (第一五八〇号) (第二四七号) 一、医業類似行為の制度化に関する 請願	(第一七一〇号) (第一七一十一号) (第一七一二号) (第一七一二三号) (第一七二四号) (第一七二五号) (第一七二六号) (第一七二七号) (第一七二八号) (第一七二九号) (第一七三〇号) (第一七三十一号) (第一七三二号) (第一七三十三号) (第一七三十四号) (第一七三十五号) (第一七三六号) (第一七三十七号) (第一七三十八号) (第一七三十九号) (第一七四〇号) (第一七四十一号) (第一七四二号) (第一七四十三号) (第一七四四号) (第一七四五号) (第一七四六号) (第一七四七号) (第一七四八号) (第一七四九号) (第一七五〇号) 一、業務上の災害による外傷性せき 随障害患者の長期傷病給付及び休 業補償費の給付率の平均賃金全額 支給等に関する請願 (第一八三九号) (第二二四九号) (第二二五〇号) 一、原爆被害者救援に関する請願 (第一九五四号) (第一九五五号) 一、清掃事業改善に関する請願 (第二〇五一号) (第二〇五二号) (第二〇五三号) (第二〇五四号) (第二〇五五号) (第二〇五六号) 一、業務外せき随損傷患者援護に関 する請願(第二二四八号)	第一五六二号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 北海道函館市海岸町一 二三 野村ミヨ外二百 名 紹介議員 相澤 重明君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六三号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 北海道函館市亀田町九 〇 西田英次郎外二百 名 紹介議員 小林 武君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六四号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 北海道紋別市南ヶ丘町 川岸勝治外二百名 紹介議員 近藤 信一君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六五号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 福島県郡山市咲田町二 二九 長谷川敏子外二 百名	紹介議員 渡辺 勘吉君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六六号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 埼玉県浦和市木太町四 ノ三一 岸義子外百九 十九名 紹介議員 藤田 進君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六七号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 埼玉県蕨市御殿町六ノ 三、五七七 小林初枝 外二百名 紹介議員 阿貝根 登君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六八号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 埼玉県比企郡吉見村長 谷一、一九六 細野俊 夫外二百二十名 紹介議員 大倉 精一君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五六九号 昭和三十八年三月一 日受理	清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 長野県佐久市平賀三、 一九八ノ一 柳沢寛一 郎外百名 紹介議員 亀田 得治君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七〇号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 島根県出雲市大津町 二、〇八一 中島清志 外二百名 紹介議員 山本伊三郎君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七一号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 島根県出雲市今市町四 四五 篠原波留外二百 名 紹介議員 矢山 有作君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七二号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 島根県浜田市殿町一町 内 福田勉外二百名 紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七三号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 島根県浜田市殿町 古 井俊夫外二百名 紹介議員 米田 勲君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七四号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願 請願者 札幌市菊水北町一ノ 二 村上久馬外二百二 十名 紹介議員 安田 敏雄君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七五号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願(二通) 請願者 札幌市白石町中央八〇 九 曾根論外四百一名 紹介議員 藤田藤太郎君 この請願の趣旨は、第七九五号と同じ である。 第一五七六号 昭和三十八年三月一 日受理 清掃事業に対する国家予算増額等に関 する請願(一通) 請願者 北海道留萌市幸町二 永井ミエ外四百一名

一一一

第一六一八号 昭和三十八年三月二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する

請願者 埼玉県川越市幸町七ノ一 原義太郎外二百名
紹介議員 渡辺 勘吉君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じ

第一六一九号 昭和三十八年三月二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

田 小島清外二百名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一六二〇号 昭和三十八年三月二
日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関
する請願
請願者 長野県飯田市駄科 関

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に關する請願
請願者 長野県下伊那郡喬木村
牧野楨夫外二百名

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

紹介議員 大倉 精一君

する請願

第一六三三号 昭和三十八年三月二

紹介議員 大森 創造君

する請願（三通）

請願者 島根県益田市高津 大賀増外八百二名
紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一六四二号 昭和三十八年三月二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(五通)

請願者 札幌市北十二条東八丁目 多田明外千二十四名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一六四二号 昭和三十八年三月二日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(五通)

請願者 群馬県前橋市亀泉町二ノ九 星野和江外千四名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八〇八号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市箱田一四二 関和貞吉外二百名
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八〇九号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県飯田市長野原 小林いく多外二百名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一〇号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 静岡県掛川市掛川一七 一 原田周吉外二百名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一二号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 島根県浜田市殿町 白井ユク外二百名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一二号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 静岡県掛川市喜町 松下陸平外二百名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一三号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県飯田市北方一、五二三 滝和彦外二百名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一四号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 埼玉県川越市新富町一ノ六ノ二 赤沢恒子外二百名
紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一五号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県飯田市松尾久井 田中平八外二百名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一六号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 島根県松江市西川津町 野津鴻市外二百名
紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一七号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 静岡県焼津市焼津六六三ノ六四 天野正一外二百名
紹介議員 相澤 重明君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一八号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 北海道旭川市八条二十三丁目 杉本武雄外二百名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八一九号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 静岡県焼津市焼津七四七 福地藤一外二百名
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二〇号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 富山県高岡市米島二六一 村田みつゐ外二百名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二二号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市石原二、二二二 近藤征子外百九十九名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二二号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県上田市福田 福沢林作外二百名
紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二三号 昭和三十八年三月四日受理
清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 福島県田村郡三春町字中町四一 大木ミヨ外二百名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二四号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 島根県益田市大字木部

紹介議員 佐々木ワサ外二百名

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二五号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県飯田市丸山一ノ

紹介議員 千葉 信君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二六号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市仲町三、

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二七号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 福島県郡山市南町 草

紹介議員 米田 敷君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二八号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 長野県飯田市座光寺

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八二九号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 埼玉県与野市大戸一四

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三〇号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(一通)

請願者 北海道旭川市東六条八

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三一号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三二号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(一通)

請願者 長野県飯田市箕瀬町三

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三三号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(一通)

請願者 島根県浜田市真光町二

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三四号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市五稜郭町

紹介議員 木村隆八郎君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三六号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三七号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 静岡県焼津市入江通三

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三八号 昭和三十八年三月四日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(二通)

請願者 埼玉県川越市大字砂新

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一八三九号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 香川県観音寺市茂西町

紹介議員 小出博子外二千名

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇四七号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一九五一号 昭和三十八年三月五日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(一通)

請願者 兵庫県伊丹市呉竹町三

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一九五二号 昭和三十八年三月五日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願(三通)

請願者 千葉市汐見ヶ丘三九参

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇四六号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 香川県観音寺市茂西町

紹介議員 小出博子外二千名

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇四七号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市港区四條通四ノ四二大阪市住宅協会一ノ一 中田友正外九百名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇四八号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 香川県大川郡津田町松原 中塚清外二千百名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇四九号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 大阪市生野区東桃町三ノ三八一 中島徳次外千六百名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第二〇五〇号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業に対する国家予算増額等に関する請願

請願者 香川県丸亀市土居町 福崎弘外二千名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第一五八〇号 昭和三十八年三月一日受理

元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願(一通)

請願者 東京都小金井市前原三ノ一、一四九 大木正夫外一名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第二一四七号 昭和三十八年三月七日受理

元南満洲鉄道株式会社職員中特殊業務に従事し、死亡した者等に対し、軍属として戦傷病者戦没者遺族等援護法適用に関する請願

請願者 神奈川県川崎市生田二、一四七 山口竹蔵

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七〇号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 静岡県沼津市錦町六五 六 向笠清

紹介議員 田中 清一君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一七一二号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一七一三三号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町明星二九〇 山中憲一

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一七一四号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 高知市田淵町六六 岡村啓

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一七一五号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 福岡市露切町二八 岩本輝義

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一七二六号 昭和三十八年三月四日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 鹿児島市山之口町六三 野平祐造

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一九五三三号 昭和三十八年三月五日受理

医業類似行為の制度化に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡我孫子町布佐二、四六三 石井福松

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二三五号と同じである。

第一八三九号 昭和三十八年三月四日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 秋田県大館市軽井沢下 岱三〇秋田労災病院内 全国脊損療友会秋田支部内 高橋隆三外三十三名

紹介議員 山口 重彦君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二一四九号 昭和三十八年三月七日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 北海道美瑛市美瑛七九 美瑛労災病院内全国脊損療友会美瑛 労災支部内 小林市太郎

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二一五〇号 昭和三十八年三月七日受理

業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 鳥取県米子市若倉町 久保田慎一外五十二名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一九五四号 昭和三十八年三月五日受理

原爆被害者救援に関する請願(一通)

請願者 北海道札幌市手稲町東 町二 斎藤昭良外一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一九五五号 昭和三十八年三月五日受理

原爆被害者救援に関する請願(二通)

請願者 福島県郡山市桑野清水 合六 長沼幸雄外一名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇五一号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業改善に関する請願

請願者 静岡市井宮町七六 大石善一外二百名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

第二〇五二号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業改善に関する請願

請願者 長野県更級郡川中町大字原 林森外千名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

第二〇五三号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業改善に関する請願

請願者 長野県大町市大字八、〇六五 牛越和男外千名

名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

第二〇五四号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業改善に関する請願

請願者 静岡県庵原郡蒲原町高浜 大塚康夫外二百名

紹介議員 中田 吉雄君

この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

じである。

第二〇五五号 昭和三十八年三月六日受理

清掃事業改善に関する請願(三通)

請願者 静岡県庵原郡蒲原町柳沢宮子外二千二百二名

名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第一二九四号と同じである。

第二一四八号 昭和三十八年三月七日受理

業務外せき随損傷患者援護に関する請願

請願者 北海道美唄市美唄七九 美唄労災病院内全国脊随損傷患者療友会美唄

労災支部内 菊地栄

紹介議員 阿貝根 登君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

昭和三十八年三月二十八日印刷

昭和三十八年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局